

本編



第1節 埼玉県環境行政の体系

埼玉県環境基本条例（平成6年12月制定）は、環境保全分野の基本法である環境基本法（平成5年11月制定）との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示したものです。法形式としては一般の条例と同じですが、環境に関する分野について、他の条例に優越する性格を持ち、他の条例が誘導されるという関係にあります。

その環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成8年3月に初めて埼玉県環境基本計画を策定しました。

社会経済や環境の状況等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直ししており、現行の環境基本計画（計画期間 平成24年度～平成28年度）は平成24年7月に改定されたものです。



埼玉県環境基本条例(前文)

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をめぐみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をめぐむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

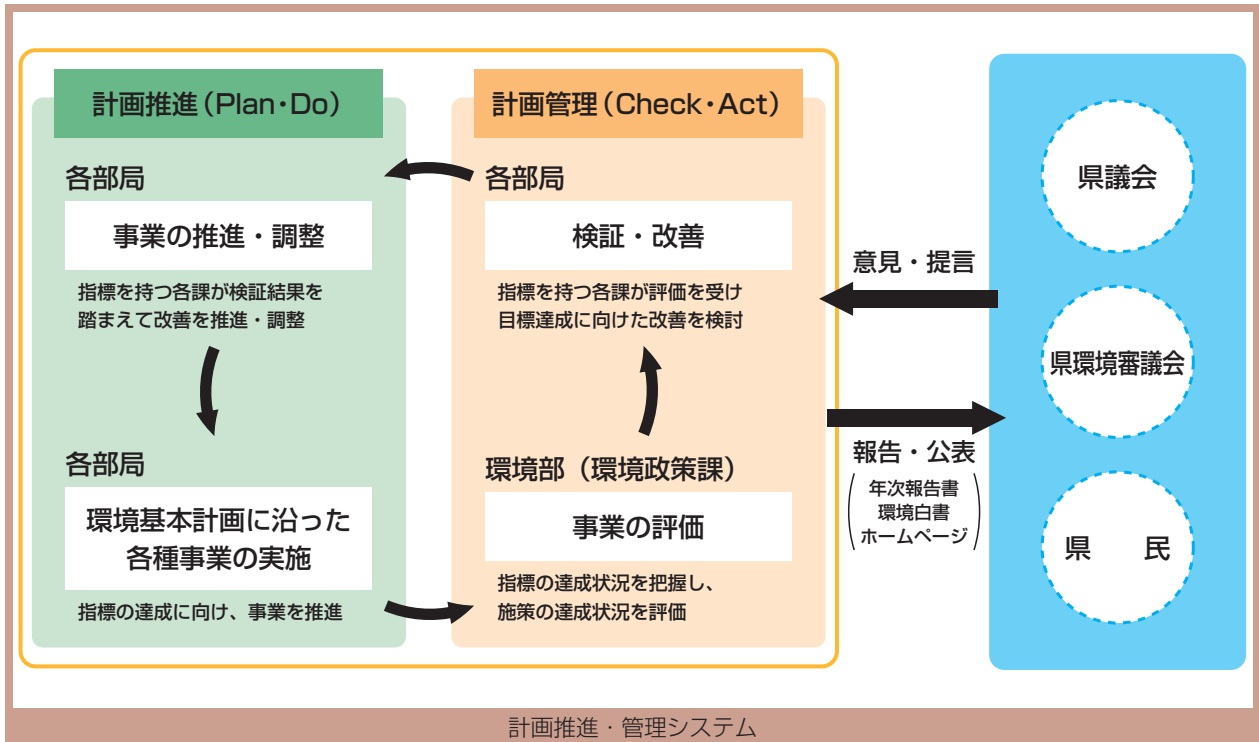
第2節 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム

埼玉県環境基本計画は、「本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築」を図るための総合的な計画で、「4つの長期的な目標」を設定しています。長期的な目標を実現するための「18の環境の保全と創造に関する施策展開の方向」を示し、今後5年間で行う施策、取組、施策指標を掲げています。

この計画の推進・管理については、環境部（環境政策課）において施策指標の達成状況の把握及び評価を

行い、各部局ではその評価に基づき、目的達成に向けた改善を検討し事業を推進するという、マネジメントサイクル（Plan→Do→Check→Act）に基づき実施されます。

また、計画の進捗状況の評価は、埼玉県環境審議会や「環境の状況に関する年次報告書」により県議会に報告するとともに、環境白書及び県のホームページを通じて、広く情報の開示を行い、意見・提言を求めています。



埼玉県環境基本計画体系図

4つの長期的な目標

長期的な目標 I

環境負荷の少ない
安心・安全な循環型社会づくり

長期的な目標 II

再生したみどりや川に彩られ、
生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

長期的な目標 III

生活の豊かさを実感できる
エネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

長期的な目標 IV

環境の保全・創造に向けて
各主体が取り組む地域社会づくり

18の環境の保全と創造に関する施策展開の方向

- ① 大気環境の保全
- ② 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止
- ③ 化学物質対策の推進
- ④ 身近な生活環境の保全
- ⑤ 水循環の健全化と地盤環境の保全
- ⑥ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
- ⑦ 河川等の保全と再生
- ⑧ みどりの保全と再生
- ⑨ 森林の整備と保全
- ⑩ 生物多様性の保全
- ⑪ 地球温暖化対策の総合的推進
- ⑫ ヒートアイランド対策の推進
- ⑬ 再生可能エネルギーの活用
- ⑭ 環境に配慮した交通の実現
- ⑮ 環境に配慮した産業・地域づくり
- ⑯ 連携・協働による取組の拡大
- ⑰ 環境を守り育てる次世代の人材育成
- ⑱ 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

第1節 大気環境の保全

》 現況と課題

本県は、首都圏に位置し工場などが多く立地しています。また、東京から放射状に伸びる主要幹線道路など交通量の多い道路が存在しています。

こうした状況の中、近年の大気環境は、工場・事業場の規制や自動車排出ガス対策により、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などについては環境基準を概ね達成しています。

一方、光化学オキシダントについては県内全域で環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報の発令日数は全国で最も多い状況となっています。

また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、常時監視体制を整備して汚染状況を的確に把握していく必要があります。

これらの課題を解決するため、原因物質の排出抑制対策や測定体制の整備を推進していきます。

》 講じた施策

大気汚染は、工場・事業場などから排出されるばい煙や粉じんのほか、自動車の排出ガスに含まれる物質などが原因となり生じます。このため、工場・事業場に対する規制や自動車対策の推進、さらに光化学オキシダント対策などの施策を実施しました。

1 工場・事業場に対する規制、指導の実施

(1) 工場・事業場に対する規制、指導

大気汚染による人の健康被害を未然に防止するため、ばい煙を発生する焼却炉やボイラーなどの施設を設置している工場や事業場に対し、随時立入検査を行い、大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を遵守するよう指導しました。

(2) 改善命令等の行政措置

立入検査の結果、ばいじん等の排出基準に違反した工場・事業場に対しては、改善命令などの行政措置を行いました。

表1-1-1 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出施設数

ばい煙発生施設	大気汚染防止法施設数		埼玉県生活環境保全条例	
	うち焼却炉		うち焼却炉	
県	4,641	181	1,059	979
市*	2,557	79	466	451
合計	7,198	260	1,525	1,430

※1 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が所管する施設数。なお、さいたま市は市条例での届出分を含む。また、所沢市は市条例で届出している焼却炉を含む。

表1-1-2 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査及び行政措置数

立入検査等	大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例													
	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		揮発性有機化合物排出施設		指定炭化水素類発生施設		有害大気汚染物質規制事業所		合計			
	立入検査数	行政措置(注意勧告)	立入検査数	行政措置(注意勧告)	立入検査数	行政措置(注意勧告)	立入検査数	行政措置(注意勧告)	立入検査数	行政措置(注意勧告)	立入検査数	行政措置(注意勧告)		
県	2,576	213	9	1,194	0	219	2	466	0	109	50	0	4,564	11
市*1	928	156	26	130	0	20	0	156	0	11	34	0	1,245	26
合計	3,504	369	35	1,324	0	239	2	622	0	120	84	0	5,809	37

※1 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が実施した立入検査数。なお、さいたま市は市条例での実施分を含む。また、所沢市は市条例で実施しているばい煙発生施設の焼却炉を含む。
※2 粉じん発生施設の立入検査数は、特定粉じん(石綿)排出等作業に係るものは含まない。

2 自動車からの排出削減対策の推進

自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため、埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制、次世代自動車導入補助や融資による普及促進をはじめ、自動車交通対策などを実施しました。

(1) ディーゼル車の運行規制

埼玉県生活環境保全条例により、粒子状物質(PM)の排出基準を満たさないディーゼル車の県内における運行を禁止しています。この遵守徹底を図るため路上検査等を実施し、基準に適合していない自動車の利用者に対して警告書等を交付し、改善指導を行いました。

また、粒子状物質減少装置の装着や最新排出ガス規制適合車への買換えに対し、低利融資を行いました。

表1-1-3 平成23年度車両検査実績

検査の種類		検査台数	適合車	適合率(%)
路上検査	走行車両を止めて行う検査	488	445	91
拠点検査	建設現場など車が集まる場所で行う検査	524	487	93
事業場検査	車の使用者の事業場に対して行う検査	3,371	3,228	96
合計		4,383	4,160	95

※ 上記以外にビデオカメラで走行車両を撮影して行う調査も行っています。

(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及を促進するため、年間走行距離が特に長い自動車を電気自動車等に更新する事業者に対し費用の一部を補助しました。また、電気自動車用充電器の設置を支援するため、市町村や民間事業者に対し補助金を交付しました。さらに、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車のトラック・バスを導入する事業者に対し、補助等の支援を行いました。

(3) アイドリング・ストップの指導

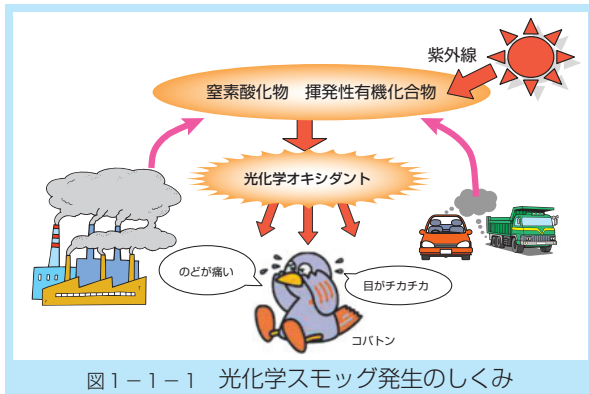
埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの遵守徹底を図るため、駐車場管理者や自動車の運転者に対する指導を行いました。また、環境に関するイベントなどの機会を利用し、リーフレットを配布するなどアイドリング・ストップの実施を県民に対し呼び掛けました。

(4) バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパス整備や交差点・踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図ることで、自動車交通による環境負荷を軽減しています。

3 光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の推進

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの発生を抑制するとともに、新たな大気汚染物質として、その実態把握などが急務となっている微小粒子状物質 (PM2.5) 対策などの施策を展開しています。



(1) 原因物質の排出抑制

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) の原因物質である揮発性有機化合物 (VOC) は、揮発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングなどの溶剤として様々な分野で使用されています。この VOC の排出抑制を目的として規制対象事業者に対し、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を行いました。

また、事業者の自主的取組を促進するため、VOC を排出する規制対象外の事業者を訪問し、自主的な削減の取組状況を把握するとともに、排出抑制に関する具体的な助言や指導を行いました。併せて、セミナーを開催するなど VOC の排出を抑制する取組の普及促進を図りました。

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の実態把握

微小粒子状物質 (PM2.5) の汚染実態を把握するため、県及びさいたま市が設置した測定局 (一般環境大気測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 3 局) で常時監視を

行うとともに、平成23年度に、県、さいたま市、川口市及び所沢市で新たに 6 局の測定局を整備しました。また、微小粒子状物質 (PM2.5) の発生源を把握するため、3 箇所成分分析を実施しました。

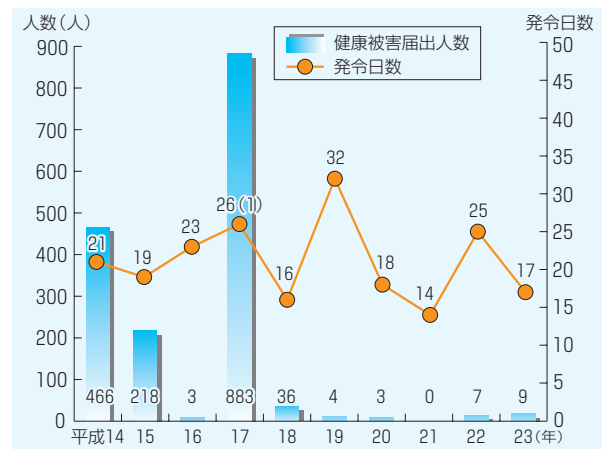
(3) 広域的な調査及び対策の推進

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) による汚染は広域にわたり、県域を越えた対策が必要なことから、東京都、神奈川県、千葉県との間で測定データを相互に交換しました。

さらに、環境省の大気汚染物質広域監視システム (愛称: そらまめ君) にデータの提供を行い、広域的な調査研究及び対策の推進に努めました。

(4) 光化学スモッグによる健康被害の未然防止

光化学スモッグによって、目やのどの痛みなどの健康被害が発生することがあります。健康被害を防止するため、緊急時の対策として、光化学スモッグ注意報の発令等により大気汚染の状況を広く県民に周知しました。あわせて、事業者に対し、ばい煙や揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減の協力を求めました。なお、平成23年の光化学スモッグ注意報の発令日数は17日で、光化学スモッグが原因と思われる健康被害の届出は 9 人 (2 件) でした。



※ 届出人数は、自覚症状による自主的な届出によるもの。注: ()内は警報発令日数

図 1-1-2 光化学スモッグ注意報発令日数と健康被害届出人数

4 監視測定の実施

(1) 大気汚染物質の監視測定の実施

県及び市[※]が設置する一般環境大気測定局57局と自動車排出ガス測定局27局の合計84局で大気汚染状況を常時監視しました。これらの測定局では、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) のほか、大気汚染に深く関わりのある風向風速などについて自動測定をしています。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しました。浮遊粒子状物質については 1 局を除き、環境基準を達成しました。光化学オ

キシダント、微小粒子状物質についてはすべての測定局で環境基準を達成することができませんでした。

また、測定データはリアルタイムでホームページに公開し、広く県民の利用に供しています。

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、戸田市

(2) 有害大気汚染物質調査

県及び市※が大気汚染防止法に基づき、人が長時間摂取した場合に健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の大気中の濃度を測定しました。その結果、環

境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、すべての測定地点で環境基準を達成しました。

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

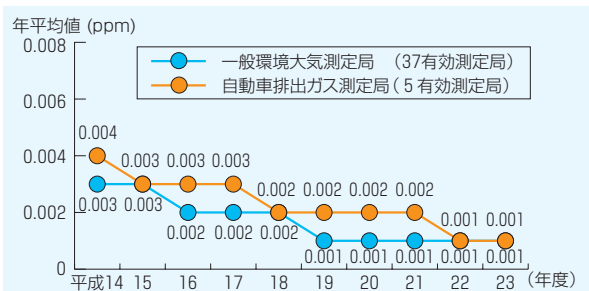


図 1-1-3 二酸化硫黄の濃度の推移

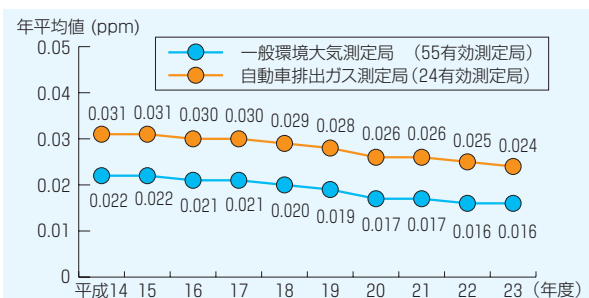


図 1-1-4 二酸化窒素の濃度の推移

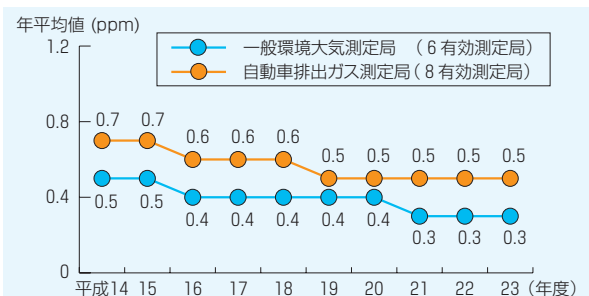


図 1-1-5 一酸化炭素の濃度の推移

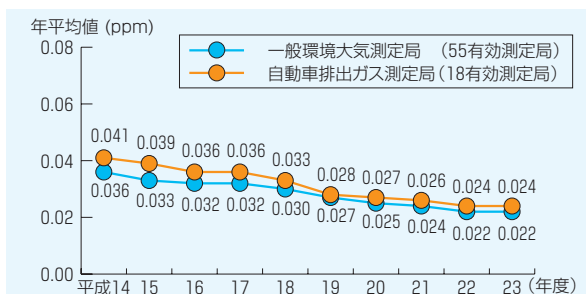


図 1-1-6 浮遊粒子状物質の濃度の推移

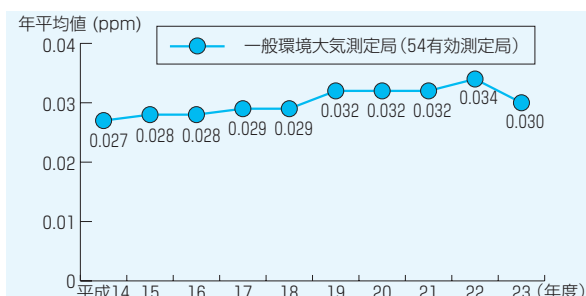


図 1-1-7 光化学オキシダントの濃度の推移

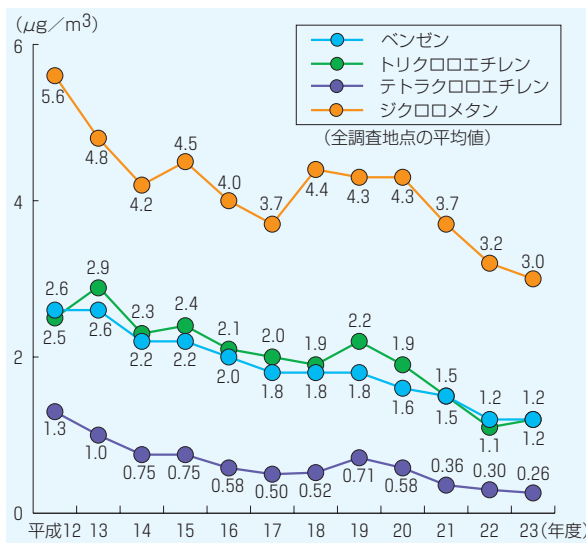


図 1-1-8 有害大気汚染物質の濃度の推移

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
次世代自動車の普及割合	3.2%	4.7%	13.0%	(定義) 県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)の割合。 (選定理由) 次世代自動車の増加は環境負荷の低い低炭素な暮らしとまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。
光化学スモッグなどの原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出量	41,618 t/年 ※H21年度値	39,723 t/年 ※H22年度値	33,000 t/年	(定義) 大気中に排出される揮発性有機化合物の年間排出量。 (選定理由) 大気、水、土壌、騒音などの公害のうち、光化学スモッグは本県を含め全国的に改善が進んでいないことから、この指標を選定。

第2節 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

》 現況と課題

本県には、荒川・利根川の二大河川を始め、数多くの河川が流れています。県の面積に占める河川の面積は3.9%で全国第1位、まさに本県は「川の国」です。

これらの河川の水質は、急速な都市化に伴い著しく汚濁が進みました。その後、下水道を整備したり合併処理浄化槽の普及を図ることにより河川の汚濁原因の約7割を占めるといわれている生活排水対策を行ってきました。併せて、工場・事業場への立入検査を行うことにより排水基準の徹底を図り、産業系排水の負荷も低減することにより、更なる水質の向上を図りました。

その結果、平成23年度の県内公共用水域（44河川94地点、2湖沼2地点で水質測定を実施）の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3 mg/L以下）の河川の割合でみると、年度による上下はありますが、平成12年度の44%から63%と改善されています。環境基準類型が当てはめられた河川も約9割で環境基準を達成しています。

しかし、国土交通省による全国一級河川の水質調査において、中川と綾瀬川がワースト5に入っていることから、ワースト脱却を目指して、より一層の水質の向上を図る必要があります。

地下水の水質は、調査した地点（井戸）の内、すべての項目が環境基準に適合している割合は、この数年約9割で推移しています。基準超過した項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7割を占めています。

土壌汚染については、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の改変時など、一定の要件を満たした場合に、土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例に基づき土壌汚染状況を調査し結果を知事に報告することとしています。汚染が判明した事案については、汚染拡大を防止するための原因調査や適正な措置の指導を行う必要があります。

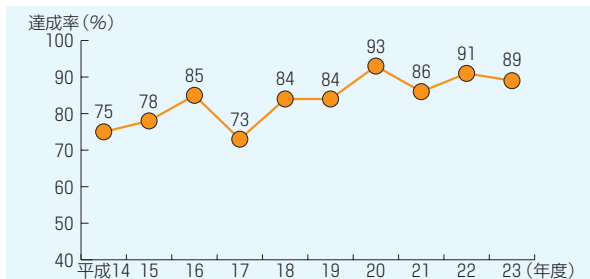


図1-2-1 BOD環境基準達成率の推移

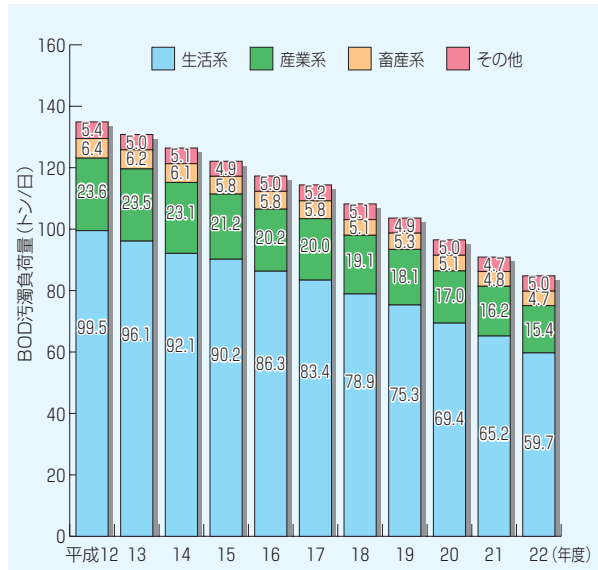


図1-2-2 発生源別BOD負荷量の推移

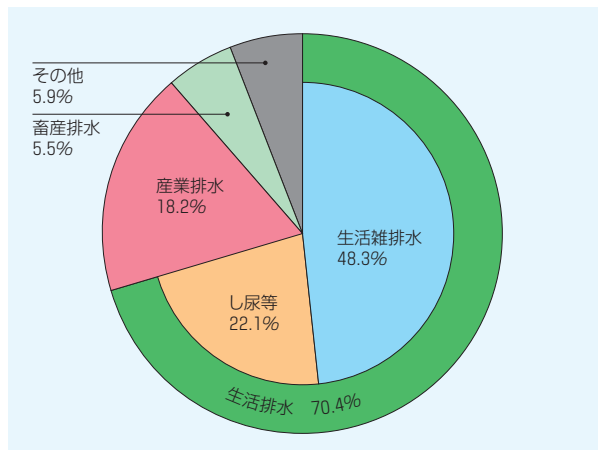


図1-2-3 発生源別BOD負荷割合（平成22年度）

》 講じた施策

1 工場・事業場に対する排水規制、指導の実施

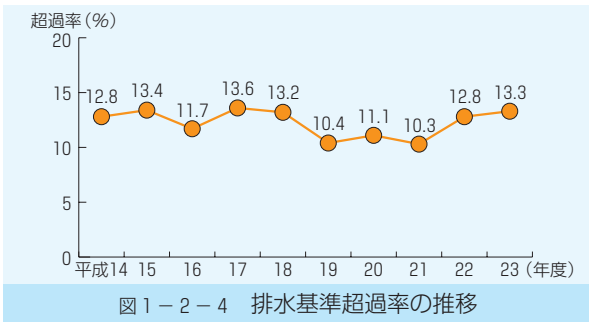
(1) 工場・事業場に対する排水規制、指導

工場・事業場の排水規制は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（いわゆる「上乘せ条例」）及び埼玉県生活環境保全条例に基づいて行われています。

表1-2-1 特定事業場数等及び立入検査状況*（平成23年度）

	届出数	規制対象数	立入検査数	排水検査数	排水基準超過数
特定事業場数等	9,765	3,481	2,719	2,094	278

* 政令市等を含む。



①濃度規制

排出水の汚濁物質濃度排水基準以下にするため、水質汚濁防止法の特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場）と、埼玉県生活環境保全条例の指定排水施設を設置している工場等（指定排水工場等）を対象に排出水の汚濁物質濃度に濃度規制を行っています。

②総量規制

広域的な閉鎖性水域への流入汚濁負荷量を削減するため、総量規制を行っています。本県に係わる水域として東京湾が指定されており、規制の対象となる特定事業場数（指定地域に所在し、日平均排水量が50m³以上）は、平成23年度末で853件です。これらの特定事業場に対しては、汚濁負荷量の自主測定結果の報告を求めするなどして、総量規制基準を守るよう指導しています。

③立入検査指導

県と水質汚濁防止法政令市等では、特定事業場等に立入検査を実施し、排水基準を超えた場合は改善命令等の行政措置を行い、排水基準の遵守徹底を図りました。

(2) 異常水質事故対策

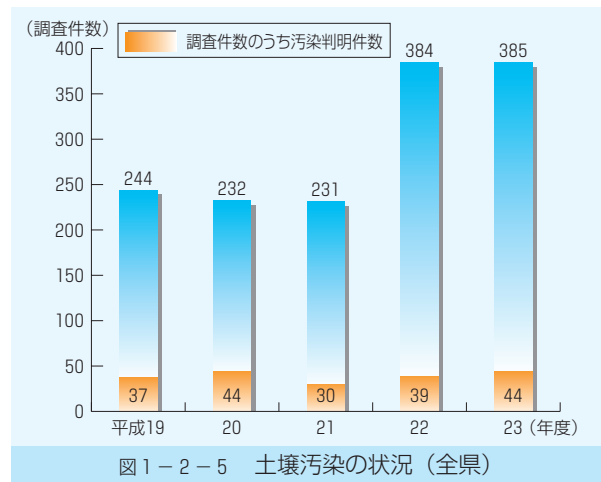
有害物質等の公共用水域への流出事故による人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するため、研修会を実施するなどして事業者による未然防止対策を徹底させました。併せて、異常水質事故が発生した場合は関係機関との連携による事故状況の把握や原因調査、現場対応などを迅速かつ適切に行い、新たな汚染の防止や被害の拡大を防止しました。

2 土壌・地下水汚染対策の推進

土壌調査の結果、有害物質による汚染が判明した場合は、土壌汚染対策法に基づき土地の改変に制限を設ける等の措置を行い汚染拡大の防止を指導しました。平成23年度は、要措置区域12箇所、形質変更時要届出区域23箇所（いずれも政令市等を含む）の指定を行いました。

また、水質汚濁防止法の改正により地下水汚染を未然に防止するため基準等が設けられ、法制度や構造基準等を周知するため有害物質使用事業者を対象に研修会を実施しました。

また、農用地については、土壌汚染の実態と経年変化を把握するため、農林総合研究センターで分析測定を実施しています。



3 監視測定の実施

公共用水域や地下水の汚濁を防止することにより人の健康を保護し、生活環境の保全を図っていくためには、環境基準の達成状況などを常に把握することが重要となります。このため、毎年、水質測定計画に基づき平成23年度は44河川194地点、2湖沼2地点及び地下水139地点で常時監視を行いました。公共用水域については水質が上位の環境基準に達している2水域について類型指定の見直しを行いました。

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
アユが棲める水質の河川の割合	77%	63%	90%	(定義) 河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3 mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし	(県議会による追加指標)

第3節 化学物質対策の推進

》 現況と課題

本県は製造業を営む事業所数が多く、また化学物質を多く排出する業種の事業所があるため、化学物質の届出排出量（化学物質管理促進法[※]に基づき把握）は平成22年度で全国第4位となっています。

化学物質は私たちの身のまわりに数多くあり、日常生活や事業活動において欠かさないものとなっています。これらの中には、環境中に排出され、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあります。

化学物質の排出を抑制し、環境リスクを減らしていくためには、環境基準や排出基準を遵守することはもとより、事業者による自主的な管理の改善を促進することが必要です。また、化学物質に対する不安をなくすためには、県民・事業者・行政が化学物質に関する正しい情報を共有し、相互に理解を深めるリスクコミュニケーションを継続して実施していくことが重要です。

石綿については、建材として使用する建築物の不適切な解体作業などによる大気中への飛散が懸念されることから、飛散防止対策が適切に行われることが必要です。

ダイオキシン類については、法令の規制強化により県内総排出量は平成9年度当時に比べ大幅に減少しています。今後、更なる環境中への排出抑制を促進し、環境リスク低減を図るためには、工場・事業場に対する規制及び指導の徹底や環境への影響の継続的監視が必要です。

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

》 講じた施策

1 環境リスクの低減

(1) 化学物質の排出量・取扱量などの把握と公表

化学物質管理促進法に基づく届出による本県の化学物質の排出量は減少傾向で推移しています。平成22年度の排出量は、9,114t/年であり、前年度より9%増加しました。これは、法改正により届出の対象業種及び対象物質が増加したためと考えられます。法改正の前後で変更がなかった届出対象物質の排出量は、前年度より0.3%減少しました。

化学物質管理促進法に基づく届出は1,620事業所、埼玉県生活環境保全条例（さいたま市生活環境の保全に関する条例を含む）に基づく報告は1,626事業所からあり、排出量などを集計した結果はホームページで公

表しました。

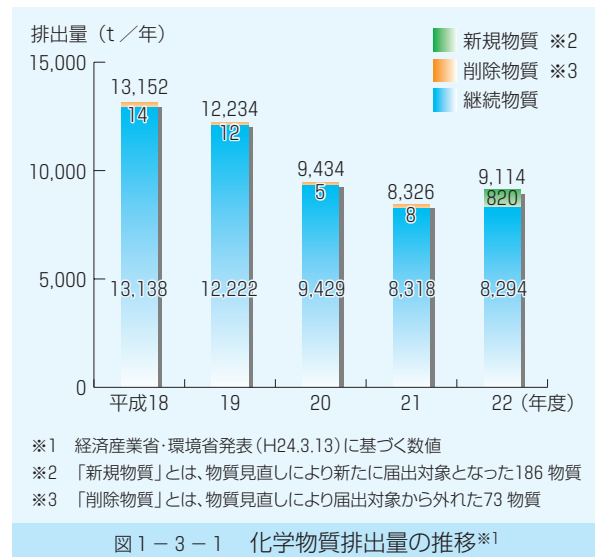


図1-3-1 化学物質排出量の推移^{※1}

(2) リスクコミュニケーションの支援

県では、化学物質に対する県民の不安を解消し、化学物質による環境リスクの低減を目指すリスクコミュニケーションを推進しています。

平成23年度は、新たに11事業所がリスクコミュニケーションを実施しました。地域の住民や近隣の企業、県や地元の市町村などが参加し、事業所からの環境に対する取組状況の説明や、工場見学、意見交換などを行いました。

また、実施事業所には継続的なリスクコミュニケーションの実施を働きかけました。（平成23年度継続実施：7事業所）

このほか、事業者や行政職員が参加し、体験型の演習などを行うリスクコミュニケーション研修会を開催し、リスクコミュニケーションを企画・運営できる人材の育成に寄与しました。

さらに、リスクコミュニケーション開催の手助けとなる実施事例集を作成するなど、リスクコミュニケーションの普及に向けた取組を進めています。

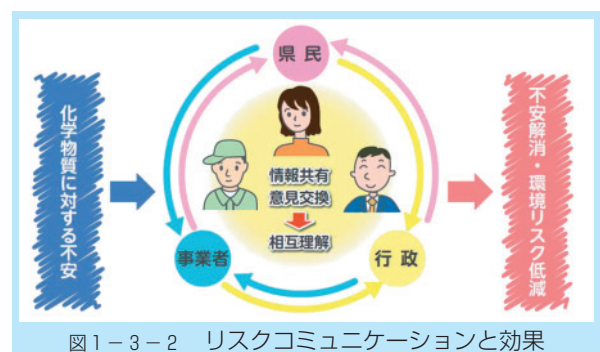


図1-3-2 リスクコミュニケーションと効果

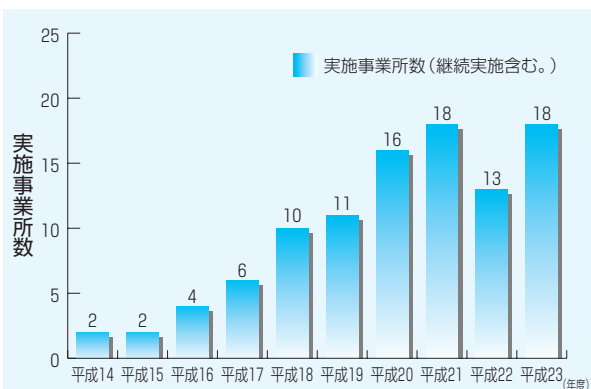


図1-3-3 リスクコミュニケーションの実績



写真1-3-1 日本山村硝子(株)埼玉工場でのリスクコミュニケーション風景

(3) 事業者指導と環境濃度の把握

事業者に対して化学物質の適正管理を指導するため、県及び市(さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市)が218事業所に立入検査を実施しました。また、県は事業者による化学物質の適正管理を促進するための説明会を開催しました。

さらに、工業団地周辺の状況を把握するために化学物質環境モニタリング調査を実施し、その結果をホームページで公表するとともに、平成22年度に調査を行った工業団地の事業所を対象に、調査結果を反映した化学物質の適正管理について研修を行いました。



写真1-3-2 工業団地周辺の化学物質環境モニタリング調査

2 石綿対策の推進

石綿は繊維状の鉱物で吸引により肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあることが知られています。石綿の大気中などへの飛散による健康被害を防止するため、法規制が強化され、石綿製品の使用禁止から建物解体時における除去処分まで体系的に対策が取られています。

(1) 石綿の大気中への飛散防止

吹付け石綿の除去作業は石綿繊維が飛散しやすいた



写真1-3-3 石綿除去作業周辺の石綿濃度測定

め、大気汚染防止法に基づく届出があった石綿使用建築物の解体等の届出工事について、立入検査を実施し、石綿の飛散防止を指導しました。このうち25か所においては除去作業周辺の石綿濃度を測定し、すべての測定地点において参考基準値※以内であることを確認し

ました。

※参考基準値：大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界で大気1リットル当たり石綿繊維10本以下であること。

表1-3-1 吹付け石綿除去作業の届出数及び立入検査数の状況

	吹付け石綿除去作業の届出数 (大気汚染防止法)	立入 検査数	行政 措置数
県	120	153	0
市*	128	125	0
合計	248	278	0

※ 市は、さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・春日部市・上尾市・草加市・越谷市の9市

(2) 石綿廃棄物の適正処理

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導等を1,009件実施して石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、再生砕石等製造施設における石綿含有産業廃棄物混入防止対策指導指針を策定し、再生砕石への石綿含有廃棄物の混入防止を指導しました。

このほか、解体工事業者、建設業者に対して講習会を実施し、関係法令等の周知を図りました。

(3) 大気中の石綿濃度の把握

住居地域など県内の20地点でモニタリング調査を実施し、大気中の石綿濃度を把握するとともに、ホームページにより県民や事業者へ石綿に関する情報を提供しました。

表1-3-2 環境大気中の石綿濃度調査結果

	住宅地域	道路沿線地域	その他の地域	全体	参考基準値 ^{※2}
地点数	10地点	3地点	7地点	20地点	10
石綿濃度 ^{※1}	0.11	0.11	0.16	0.13	

※1 石綿濃度は、大気1リットル当たりの総繊維の平均本数
 ※2 参考基準値は、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界基準（大気1リットル当たりの石綿繊維の本数）

3 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類による汚染状況の常時監視

県及び市^{*}がダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気中のダイオキシン類濃度を23地点で測定しまし

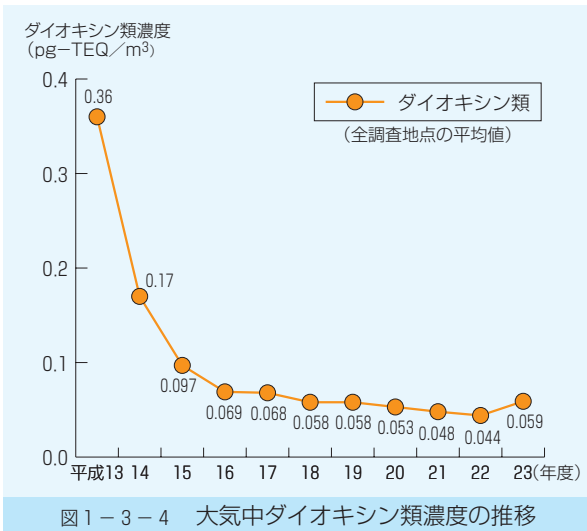


図1-3-4 大気中ダイオキシン類濃度の推移

た。その結果、全ての測定地点で環境基準（年間平均値：0.6pg-TEQ/m³以下）を達成しました。

また、河川、地下水及び土壌については、100地点で実施しました。その結果、河川水質の調査では、9地点（4河川）で環境基準（1pg-TEQ/L以下）を超過しましたが、河川底質及び地下水の調査では、すべての地点で環境基準（底質：150pg-TEQ/g以下、地下水：1pg-TEQ/L以下）を達成しました。土壌に関しても、一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査の結果、環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を超過しました。

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

(2) 工場・事業場に対する規制、指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却炉などを設置している工場・事業場に対し立入検査を実施し、排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定しました。排出基準を継続して超過するおそれのある施設に対しては行政措置を行うなど、排出基準の遵守の徹底を図りました。



写真1-3-4 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
リスクコミュニケーション実施数	82事業所	100事業所	200事業所	(定義) リスクコミュニケーションを実施した事業所数。 (選定理由) リスクコミュニケーションの実施は、化学物質による環境リスクの低減と化学物質に対する不安の解消につながることから、この指標を選定。
石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数	1件	0件	0件	(定義) 大気汚染防止法に基づき、届出が必要な石綿使用建築物の解体工事等に課される作業基準の違反件数。 (選定理由) 石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反を無くすことにより、石綿飛散防止を図ることができることから、この指標を選定。

第4節 身近な生活環境の保全

》 現況と課題

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音・振動・悪臭公害は、各種の公害の中でも私たちの日常生活に深く関わっています。これらは人の感

覚を刺激して、うるささや不快感として受け止められる公害なので感覚公害と言われ、発生源は工場・事業場や建設作業など多種多様です。これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全することは重要な課題です。

このため、工場・事業場における公害防止体制の整備促進をはじめ、事業者への意識啓発や事業者の公害

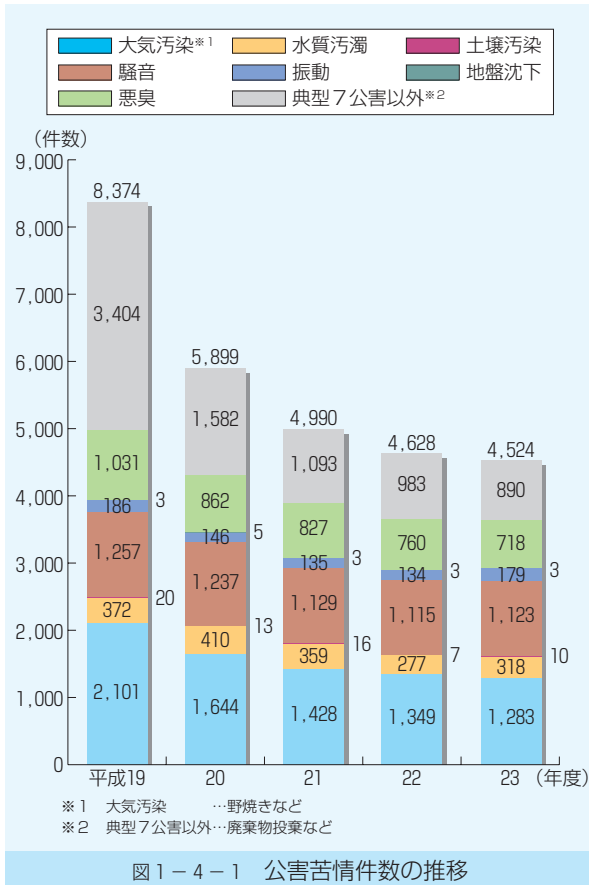


図1-4-1 公害苦情件数の推移

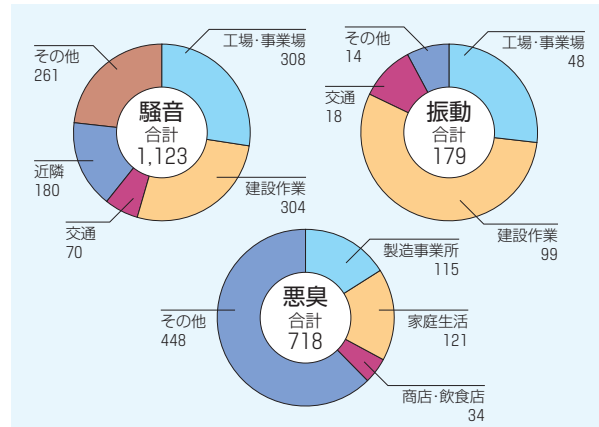


図1-4-2 騒音・振動・悪臭苦情比 (平成23年度)

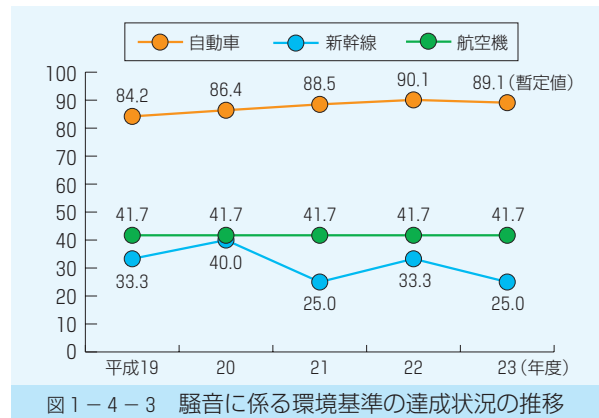
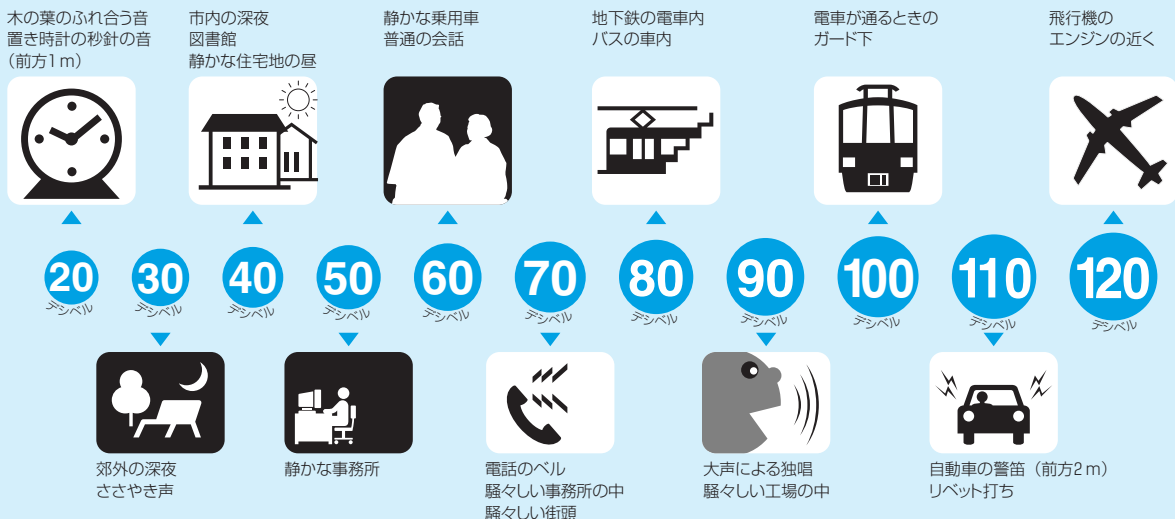


図1-4-3 騒音に係る環境基準の達成状況の推移

図1-4-4 騒音の大きさの例



防止に関する専門知識や技能の習得への支援が不可欠です。さらに、公害苦情や公害紛争への適切な対応を進めるとともに、苦情解決を図る行政職員の専門知識や事業者への指導力の向上も必要となります。

また航空機騒音、自動車騒音、新幹線騒音及び振動については環境基準等への適合状況の調査を行い、調査結果に基づき関係機関に改善を働きかけています。

2 公害苦情等への対応

県では、公害に係る苦情や紛争に対して迅速かつ適切な処理を図るため、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員や埼玉県公害審査会を設置しています。

公害苦情相談員は、公害苦情に対する第一的な処理にあたるため、県や一部の市町村に設置されており、住民の相談に応じたり、苦情処理に必要な調査・指導を行っています。

また、埼玉県公害審査会は昭和45年に発足し、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の手続により、簡易・迅速かつ適正にその解決を図っています。

》 講じた施策

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1) 環境基準等の適合状況の調査

① 航空機騒音

入間基地及び横田基地周辺の12地点で1年を通じて常時監視を行い、環境基準の達成状況を調査しました。平成23年度は12地点中5地点で環境基準を満たしてい



写真1-4-1 環境騒音観測装置（航空機騒音測定用）

ました。

また、防衛省、外務省などの政府機関に対して、埼玉県基地対策協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）を通じて、航空機騒音の軽減及び防音工事に関する対象施設や対象区域の拡大などの各種の基地対策を要望しました。

② 自動車交通騒音

県内国道及び県道の30区間、総延長86.0kmの道路で環境基準の達成状況を調査しました。平成23年度は30区間中、道路に面する約89%の戸数が環境基準を満たしていました。

また、東日本高速道路株式会社に対し、遮音壁の設置や諸調査の実施等の騒音防止対策を要望しました。（H23.10.6 「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」）

③ 新幹線鉄道騒音及び振動

東北新幹線及び上越新幹線周辺の12地点で調査を行い、環境基準（騒音）及び指針値（振動）の達成状況を調査しました。平成23年度は、騒音について12地点中3地点で環境基準を満たし、振動について全地点で指針値以下でした。

また、東日本旅客鉄道株式会社に対し、東北及び上越新幹線に係る防音壁の設置やレールの削正など騒音防止対策の実施について要望しました。（H23.10.6 「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」）

(2) 市町村職員に対する研修等の推進

騒音・振動・悪臭に関する命令・届出受理その他の事務は市町村の事務となっており、県では規制権限を有する市町村との連携を図っています。そこで市町村を支援するため、新規に担当となった76名の市町村職員を対象に平成23年4月に「市町村騒音・振動・悪臭担当事務職員研修」を開催しました。

また、平成24年2月には、悪臭防止に関する知識を深めてもらうため49名を対象に「悪臭担当者研修」を実施し、さらに「騒音・振動規制マニュアル（第二次改訂版）〔Ⅱ 施設・対策事例編ほか〕」を作成し市町村に配布しました。



写真1-4-2 市町村職員研修

2 事業所における公害防止体制の整備

(1) 工場・事業場における公害防止組織の整備促進
 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生防止を徹底するため、工場・事業場における公害防止のための管理体制の整備を促進しました。埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者資格認定講習を実施しました。

(2) 公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の推進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害防止を徹底するために工場・事業場に選任された公害防止管理者や公害防止主任者は、一度選任されると講習の受講の機会がありませんでした。そこで、フォローアップ研修を実施することにより公害防止に関するレベルを一段と向上させ、公害防止管理体制の更なる充実を図っていきます。



写真1-4-3 公害防止主任者講習

3 公害苦情・紛争の適正処理の推進

(1) 公害苦情処理の適正な対応

県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、市町村への情報提供の充実を図るとともに、公害紛争処理法に基づく苦情相談員制度の活用などにより、公害苦情の受理及び苦情処理を適正に実施しました。

(2) 公害紛争処理法に基づく適正な対応

公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁の迅速かつ適正に実施しました。

平成23年度は、新たに2件の事件を受け付けし、4件の事件が終結しました。

表1-4-1 埼玉県公害審査会に係属した事件の状況
平成23年度末

年度	区分								
	あっせん			調停			仲裁		
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済
平成19	0	0	0	4	2	4	0	0	0
平成20	0	0	0	1	4	1	0	0	0
平成21	0	0	0	3	2	2	0	0	0
平成22	0	0	0	3	2	3	0	0	0
平成23	0	0	0	2	4	0	0	0	0
昭和45年度からの累計	0	0		57	52		1	1	

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加事業者数	85人	139人	2,300人	(定義) 法令に基づき選任された公害防止管理者及び公害防止主任者の資質向上を図るために開催する研修会への参加者数。 (選定理由) 国と共催する公害防止管理者等を対象とした再教育研修に加えて、平成24年度から公害防止主任者等も対象とした再教育研修を実施する。当該研修により事業所の公害防止体制の充実が図られるため、研修参加者数(累積)を指標として選定。

第5節 水循環の健全化と地盤環境の保全

》 現況と課題

水は「降水→土壌水→地下水→地表水（河川・湖沼）→海洋（→蒸発→降水）」という循環系を形成しています。この中で特に地下水は、水量の確保と水質の浄化という点で自然の水循環系に不可欠の役割を果たしています。しかし、多量な地下水の汲み上げは地盤沈下を引き起こす原因となっています。

近年は、地下水採取規制により水源転換が進み、年間の地盤沈下量は減少していますが、中長期的に見ると地盤はまだ沈下の傾向を示しています。特に渇水期は、地下水依存度の上昇により沈下が顕著に現われることから、今後も地盤沈下対策の推進が必要となっています。

平成23年度は、東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動の影響で本県を含めた東日本の広い範囲で地盤沈下が観測されました。

このため水準測量による地盤沈下状況調査は、地下

水の汲み上げによる地盤沈下と地殻変動による地盤沈下の合計となっています。従前から調査を行っている地下水のくみ上げによる地盤沈下のみでの評価ができないため平成23年度の調査結果（図1-5-2）は参考扱いとします。

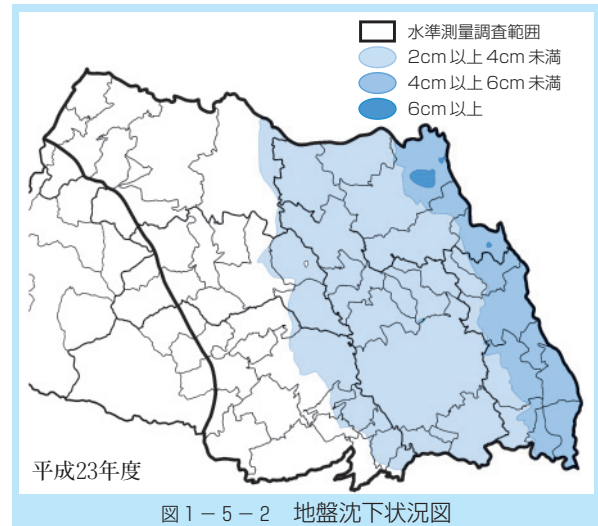


図1-5-2 地盤沈下状況図

》 講じた施策

1 水利用の合理化等の推進

雨水や一度使った水を処理して、飲用程度の質が求められるトイレの洗浄水や散水用水などに再利用する雑用水利用は、水を有効に利用する方法の一つです。施設整備や維持管理面で、水道水を利用した場合に比べコストが高い等の課題がありますが、これまで着実な取組がなされています。

平成23年度現在の雑用水利用施設数は480施設で、そのうち約7割は雨水の利用施設です。

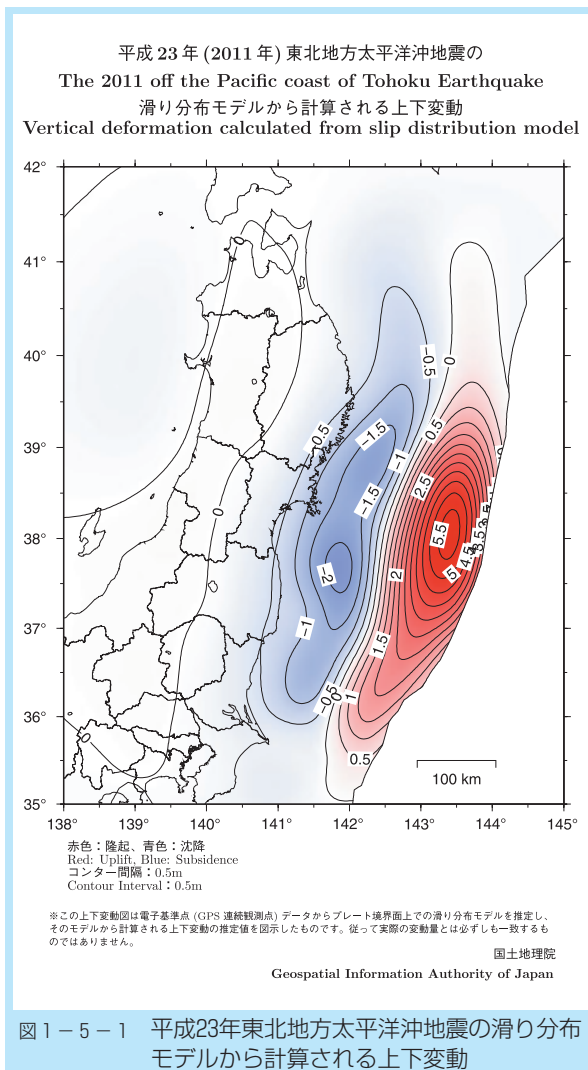
2 地下水の^{かん}涵養

(1) 河川流域における雨水の一時的な貯留及び浸透施設の設置

雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の設置を推進し、河川の洪水氾濫の抑止や水循環の健全化を図っています。平成24年3月現在、新河岸川・不老川流域内の既存住宅に雨水浸透柵を13,210基設置しました。

(2) 透水性アスファルト舗装による歩道整備

雨天時に歩行者が快適に歩行できるように透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の^{かん}涵養を図っています。



3 地盤沈下防止対策の推進

(1) 地下水採取規制の的確な運用

地盤沈下を防止し、県民の快適な生活環境を保持するように地下水の採取規制の遵守徹底を図りました。

(2) 地下水採取による地盤変動及び地下水位の観測

地盤沈下を未然に防止するため、39観測所（66観測井）で地盤変動や地下水の変動を監視しています。また、9観測所に遠隔監視システムを設置しリアルタイムで地下水の水位を観測しています。

(3) 国や隣接県と連携した地盤沈下対策の研究、検討
国及び関東地方平野部の都県・政令市と地盤沈下調

査測量協議会を構成し、地盤沈下に関する情報の共有化を図っています。関東地方の1年間及び平成10年から20年までの10年間の累積地盤沈下量図を作成しました。

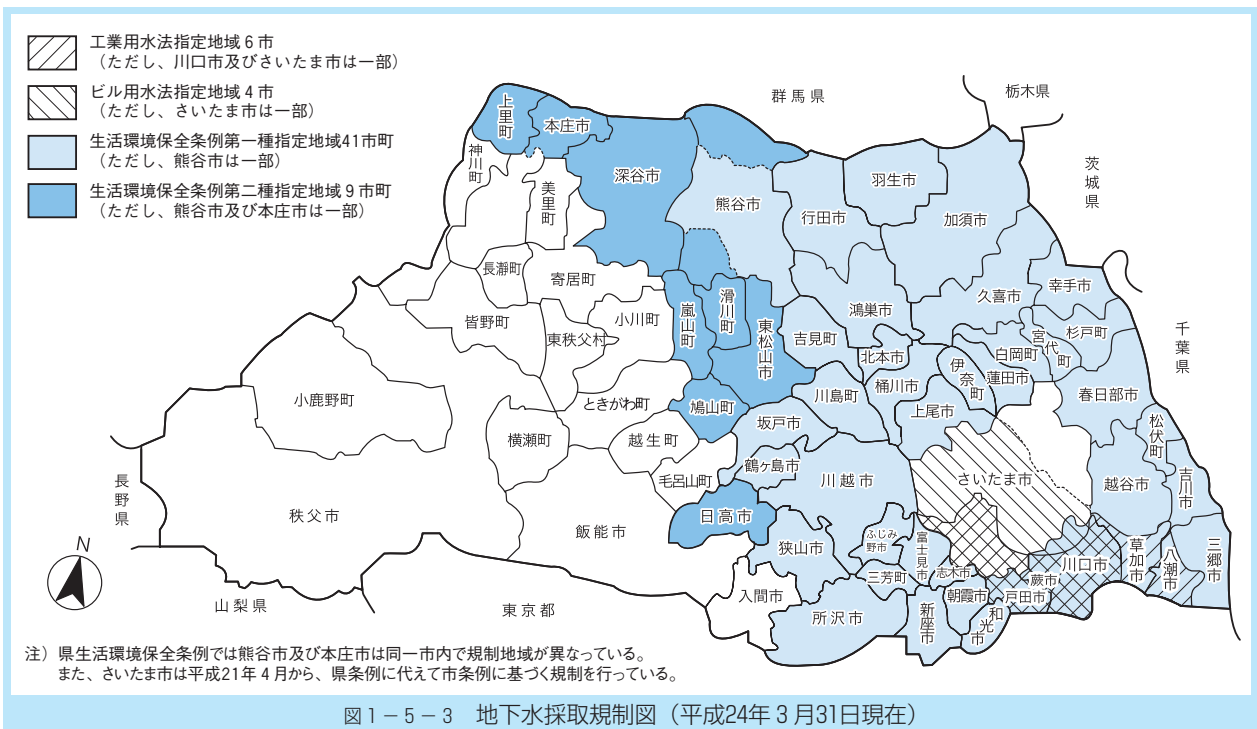
(4) 河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施により、地下水から河川表流水への水源転換の促進に努めています。

平成23年度は、水道用水供給事業は55団体（58市町、茨城県五霞町を含む。年度末現在）に6億4,976万m³/年を、工業用水道事業は163事業所（年度末現在）に4,337万m³/年を供給しました。

5

水循環の健全化と地盤環境の保全



》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合（平成23年度を除く）	97.8%	97.8% ※ H22年度値	99.0%	（定義）地盤沈下の観測箇所数に対する5年間累積沈下量4cm未満の箇所数の割合。 （選定理由）昭和50年代に国で地盤沈下を調査した結果、2cm/年未満の箇所では被害が確認されなかったため、年2cm未満は国の目安となっている。しかし、地盤沈下の中期的な状況を示すとともに国より厳しい数値を採用し、指標として選定。

第6節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

》 現況と課題

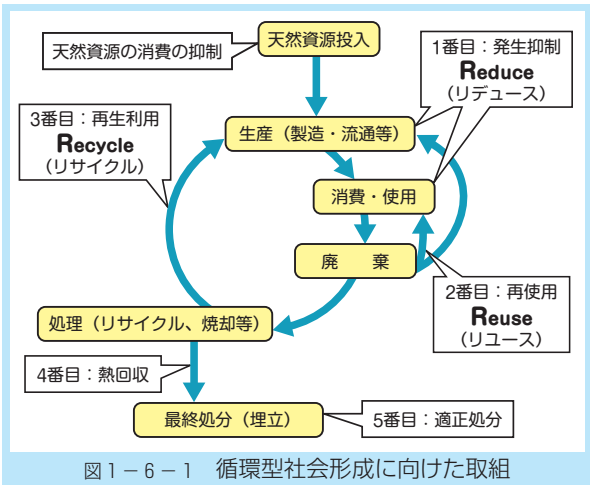
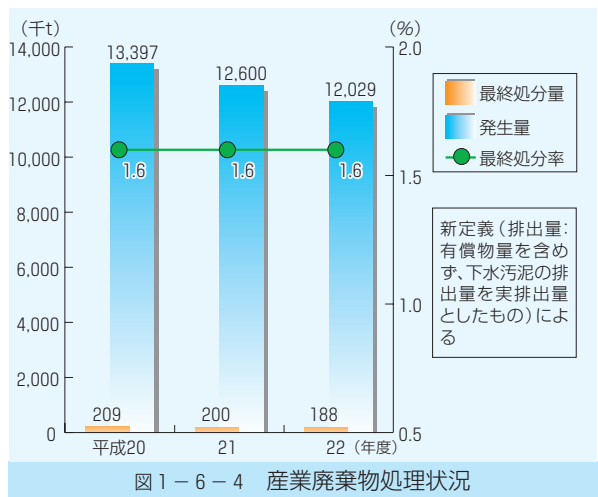
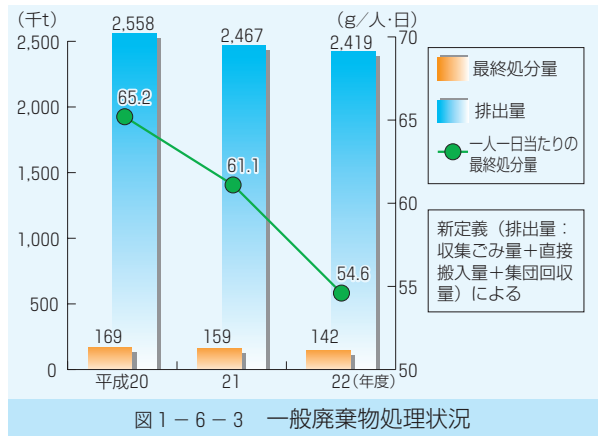
県内の廃棄物排出量（発生量）は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに年々減少傾向にあります。

また、廃棄物の最終処分量も減少しています。平成22年度は一般廃棄物が14.2万t、産業廃棄物は1.9万tとなっています。

一般廃棄物については、平成22年度の一日一人当たりの最終処分量は55g／人・日となっており、前年度から約9%減少しました。今後も最終処分量の削減のため、ごみを出さないライフスタイルの定着を図る必要があります。

一方、産業廃棄物については、平成22年度の最終処分率が1.6%と横ばいでしたが、最終的な処分の多くを県外に依存しています。また、不法投棄や不適正な保管が後を絶たない状況が続いており、負の遺産である「産業廃棄物の山」も撤去の努力にもかかわらず、いまだに残っています。不法投棄等の未然防止とともに、不法投棄をした者や排出事業者などに撤去するよう厳しく指導し続けていくことが大切です。

また、循環型社会形成に向けて、分別など排出者に対する啓発、優良事業者の峻別、更には、環境負荷の低減に寄与する産業の集積など、環境と経済の両立を図るための措置が必要となっています。



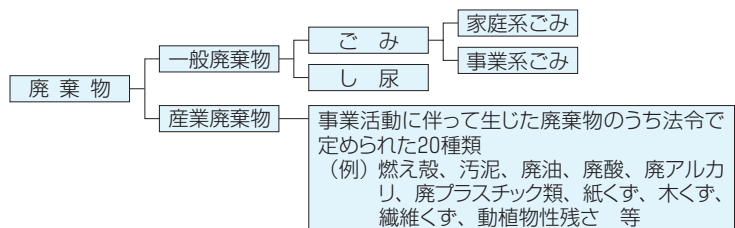
》 講じた施策

1 資源の有効利用とごみ減量化の推進

循環型社会の形成のためには、県民、事業者、行政が連携して廃棄物の発生を抑制することが必要です。それでも排出された循環資源*は、再使用・再生利用やエネルギー回収など循環的な利用に努め、循環的な利用ができないものについては適正に処理することが必要です。そこで県では、平成23年3月に策定した第

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物や、自分で利用したり他人に売却したりできないために不要になったもので、液状又は固形状のものすべてを言います。

家庭などから発生するごみやし尿などの一般廃棄物は、市町村の責任の下に処理されます。工場などから発生する燃え殻、汚泥などの産業廃棄物は、事業者の責任で処理されます。



7次廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化と適正処理を推進するため次のような施策に取り組みました。

※廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち有用なものを「循環資源」と言う。

(1) 廃棄物の発生抑制の推進

ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみの削減を図るリデュースの取組として、マイボトルやマイバッグの利用を推進しています。

外出時に水筒（マイボトル）などを携帯する「みんなマイボトル運動」の普及を図るため、サイクリングフェスティバルや日本スリーデーマーチなどのイベントにおいて、パネル展示や啓発品の配布など行いました。また、マイボトルに飲み物を提供するなどマイボトルの普及に協力する「マイボトル運動協力店」は、コーヒー店、緑茶店、飲食店、百貨店、ゴルフ場など、393店舗まで広がっています。



写真1-6-1 埼玉サイクリングフェスティバルにおける展示

レジ袋の削減を図るため、「マイバッグ持参運動・レジ袋削減運動」を推進しています。市町村や事業者と連携して、イベントや広報紙を通じて啓発を行いました。

食品残さの削減を図るため、埼玉B級グルメ王決定戦においてパネル展示などを行いました。また、小盛りメニューやハーフサイズの設定、量り売りの実施など、食品残さの削減に取り組む店舗を認定する「彩の国エコぐるめ事業」を立ち上げました。また、民間企業が主催するクッキング講座等において啓発を行いました。

(2) リサイクルに係る仕組みの充実

研修会等の機会を通じて、新たに施行される使用済

小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）について市町村及び一部事務組合に情報提供を行いました。また、国からの照会に基づき、使用済小型電子機器等回収の現状等について調査を行いました。

また、都市部の植栽から多量に排出される剪定枝を、既存の民間廃棄物処理施設においてチップ化し、発電施設での燃料として有効活用を図るモデル事業を実施しました。

(3) 未利用バイオマス活用の推進

バイオマス活用推進基本法（平成21年9月施行）に基づく国のバイオマス活用推進計画（平成22年12月閣議決定）を踏まえ、平成24年3月「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画」を策定しました。

当該計画に基づき、食品廃棄物や間伐材、家畜排せつ物などの農山村に広く賦存するバイオマス資源について、利活用促進を図っています。

2 廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備

(1) 環境と経済の両立に向けた取組

持続可能な循環型社会を構築し、真に豊かな県民生活と活力に満ちた生産・経済活動を支えていくためには、廃棄物の適正処理やリサイクルに向けた取組など、資源循環に対応した産業の育成が求められています。

このため、環境分野に関する先端技術産業を誘致・集積し、民間の有する技術力・経営力と公共の有する計画的・信頼性を活かした資源循環モデル施設として「彩の国資源循環工場」を整備し、平成18年6月に全面オープンしました。

県では、さらなる循環型社会の構築に向け、「彩の国資源循環工場第2期事業」を推進し、環境負荷の軽減に寄与する産業の施設の集積を図っています。

また、主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定し、具体的な製品情報を積極的に広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図る「彩の国リサイクル製品認定制度」の導入に向け、検討を進めました。

(2) 彩の国資源循環工場の整備・拡張

県では、公共関与による透明性の高い安全管理システムの下、先端技術を有する環境産業の集積と県営の最終処分場の整備をしています。

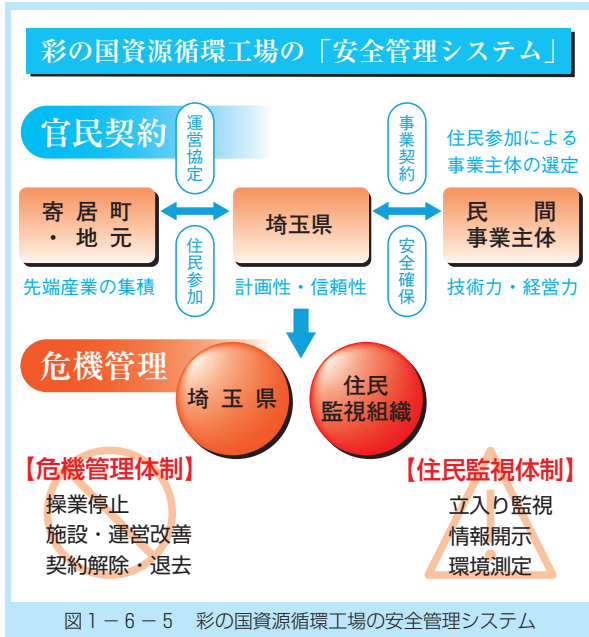
① 彩の国資源循環工場

廃棄物の適正処理とリサイクルの一層の促進を図るため、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備しました。この工場は、公共の計画的・信頼性と民間の経営力・技術力を生かすため、

PFI及び借地方式により、さまざまなリサイクルを行う民間の施設を集積したものです。

施設の整備に当たっては、法律や条例の基準を上回る厳しい公害防止対策や工場排水のクローズドシステムなど、高度な環境対策を講じています。また、運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用するなど、開かれた運営を通じ、安心・安全な操業を確保しています。

工場には8社のリサイクル施設が操業しており、相互に連携しながら効果的・効率的な廃棄物の再資源化と技術の向上に取り組んでいます。



②彩の国資源循環工場第2期事業

持続可能な循環型社会の実現に向け、環境整備センター隣接地において「彩の国資源循環工場第2期事業」を実施し、最終処分場と工場用地を一体的に整備しています。

最終処分場は、面積5.7ha、埋立容量617,000m³ (50万t) の管理型処分場です。

工場用地は、面積15.0ha (平地面積11.2ha、緑地面積3.8ha) です。ここに環境負荷の軽減に寄与する製

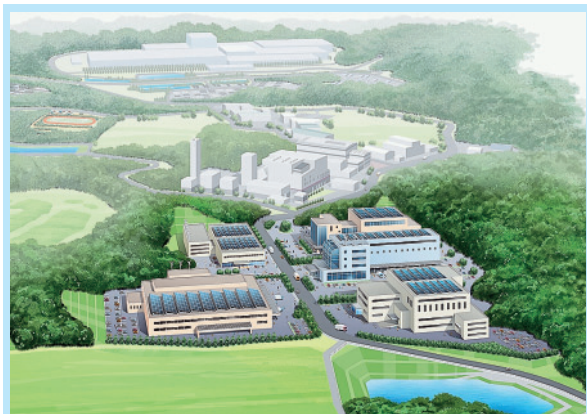


写真1-6-2 彩の国資源循環工場第2期事業完成後のイメージ

造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などの誘致に取り組んでいます。

(3) 環境整備センター（最終処分場）の運営

県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、全国初の県直営の最終処分場として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立てに当たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、平成23年度の埋立て重量は4万1,691tで、供用開始から約148万t (全容量の55%) を受け入れました。

表1-6-1 環境整備センターの埋立実績 (単位: t)

年度	埋立量	埋立量の内訳	
		一般廃棄物	産業廃棄物
19	65,653	47,380	18,273
20	56,694	39,145	17,549
21	45,189	35,709	9,480
22	42,679	31,927	10,752
23	41,691	30,593	11,098
埋立量累計	1,484,508	1,314,442	170,066

※ 平成元年2月供用開始

(4) 一般廃棄物会計基準の導入促進など廃棄物処理施設整備等の推進

市町村の一般廃棄物処理に係る費用対効果を明確にし、公共サービスの質の向上と効率化を図るため、研修会等により一般廃棄物会計基準の導入を支援しました。また、市町村の廃棄物処理施設の計画的な整備のため、環境省所管循環型社会形成推進交付金の活用を支援しました。

3 廃棄物処理の技術の向上と安全の確保

効率的な廃棄物処理システムの研究や安心・安全な最終処分場の研究に取り組みました。

また、産業廃棄物の不法投棄、保管と称する悪質な野積み、野外焼却などが後を絶たない状況にあることから、こうした不適正な処理に対する監視や指導の充実・強化を図りました。さらに、産業廃棄物の大量たい積への取組を推進しました。

(1) 廃棄物処理に関する技術の向上

廃棄物処理に投入するエネルギー、廃棄物処理コスト、温室効果ガス排出量削減の3つの視点から、将来を見据えた効率的な廃棄物処理、循環型社会システムの研究を行うとともに、安心・安全な最終処分場のための構造や資材の研究を進め、最終処分場において使用できる浄化システムの構築に取り組みました。

(2) 不適正処理監視指導体制の充実

①監視・指導体制

県土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察本部との連携を強化するために設置した埼玉県産業廃棄物不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、秩父を除く各環境管理事務所に廃棄物不適正処理監視指導員を配置し粗糞事案等への対応能力を高めました。悪質事案に対しては警察本部との連携を図り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度により、平成23年度末現在で54市町村の職員に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めました。



写真1-6-3 産業廃棄物運搬車両路上検査

また、運送業をはじめとする企業、組合など23の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。

さらに、県民の方から、フリーダイヤルで24時間不法投棄に関する苦情・通報を受け付ける「産業廃棄物不法投棄110番」(0120-530-384:ごみをみはるよ)で70件の通報を受け付けました。

③指導・行政処分

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、社団法人埼玉県産業廃棄物協会と連携して適正処理講習会を開催するなど、関係法令や適正処理のための制度について、周知を図りました。特に不法投棄などの不適正処理の多い建設系廃棄物については、県外産業廃棄物事前協議制度[※]を運用することにより、その排出事業者に対して適正処理指導を行いました。

※ 県外産業廃棄物事前協議制度：県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に排出事業者に対し県への事前協議を義務づける制度

また、建設リサイクル法に基づき、家屋解体現場等への立入指導を行った際には、廃棄物の適正処理はもとより、再資源化についても指導を徹底しました。

一定規模以上の多量排出事業者に対しては廃棄物処理の状況や再生利用の計画策定とその実施状況等の報告が義務づけられていることから、その報告徴収等により指導を行いました。

さらに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管事業者に対しては、保管状況等の届出や適正保管の徹底について指導を行いました。

表1-6-2 監視・指導状況

年度	監視・指導数				合計
	不法投棄	不適正処理	適正処理	その他	
14	157	5,446	2,355	249	8,207
15	73	11,171	2,498	201	13,943
16	156	6,154	2,713	358	9,381
17	154	7,893	3,083	401	11,531
18	340	7,322	5,852	570	14,084
19	313	5,894	12,046	568	18,821
20	277	4,051	11,259	565	16,152
21	184	2,839	8,948	653	12,624
22	103	2,485	8,701	293	11,582
23	102	2,001	7,627	278	10,008

②民間監視等

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

県が実施している定期的なパトロールのほかに、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間142日実施しました。

表1-6-3 産業廃棄物排出事業者・処分業者に対する行政処分等の状況

年度	行政処分			行政指導		報告徴収	合計
	許可取消	業務停止 施設停止	改善命令 措置命令	文書 勧告	口頭 指導		
14	15	3	25	46	2,702	28	2,819
15	28	1	17	37	2,489	24	2,596
16	52	1	6	21	6,363	19	6,462
17	35	1	10	56	7,368	34	7,504
18	38	0	7	55	7,410	24	7,534
19	25	0	5	55	5,787	17	5,889
20	33	0	3	11	4,264	14	4,325
21	44	2	2	9	3,169	1	3,227
22	38	0	3	6	2,871	4	2,922
23	11	5	4	21	2,379	53	2,473

(3) 産業廃棄物の山の撤去など負の遺産の解消

廃棄物が大量に積まれて山となった場所は、「捨て得は絶対許さない」という基本方針のもと、山を築いた行為者などに対して徹底した撤去指導を行っています。

また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など県民の生活環境に重大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・改善対策を進めています。平成23年度は、長年放置されていた石綿管の事案1件を解決しました。

(4) 土砂の排出、たい積等の規制

無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づく規制・指導を行いました。平成23年度は、土砂のたい積の許可を54件行うとともに、不適正なたい積行為に対しては厳格に対処しました。

(5) 自動車リサイクル法の施行に関すること

使用済自動車の適正な処理とリサイクルを図り、生活環境の保全等に寄与することを目的に、自動車リサイクル法に基づく規制・指導を行いました。

4 循環型社会を支える人づくり

(1) 循環型ライフスタイルの定着に向けた支援

循環型社会の構築には個人の取組が必要であり、年々環境問題に対する個人意識は高まっています。ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、3R（発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」）に関する取組を積極的に行う方を3R推進員として登録しています。平成23年度末の登録者数は966人です。

(2) 3Rに係る情報の発信

ごみの減量化やリサイクルを実践している団体や事業者に対して、情報の発信や意見交換を行いました。また、特定非営利活動法人埼玉エコ・リサイクル連合会が主催した「エコ・リサイクル交流集会2012」を後援しました。

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375店舗	382店舗	760店舗	(定義) 廃棄物の発生抑制対策の象徴的な取組であるレジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数。 (選定理由) 県内のレジ袋削減の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。
一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	61g/人・日 ※ H21年度値	55g/人・日 ※ H22年度値	54g/人・日	(定義) 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分(埋立処分)量。* 1人1日当たりの最終処分量: 年間最終処分量(県外含む) / (県人口×年間日数) (選定理由) 一般廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。
産業廃棄物の最終処分率	1.6% ※ H21年度値	1.6% ※ H22年度値	1.3%	(定義) 産業廃棄物の排出量に対する最終処分(埋立処分)量の割合。 (選定理由) 産業廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。
新たな産業廃棄物の山(大量たい積)の発生件数	0件 (H24年度～H28年度)			(定義) 新たな3千㎡以上の産業廃棄物のたい積事案の発生件数。 (選定理由) 廃棄物の山(大量たい積)は、廃棄物の不適正処理事案で最も重大なもので、県民の安心・安全な生活環境に大きな支障となるため、この指標を選定。
県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18団体	23団体	36団体	(定義) 業務中に発見した不法投棄を県等に通報する協定を締結した民間団体の数。 (選定理由) 不法投棄を撲滅するためには、行政だけでは十分な効果を上げるには限界があることから、民間団体からの情報提供が重要となるため、この指標を選定。
3R推進員の登録者数	70人	966人	10,000人	(定義) 3Rに関する取組を積極的に行う意志を有する者の登録者数。 (選定理由) 3R推進の県民運動の広がりを示す数値であることから、この指標を選定。

第7節 河川等の保全と再生

》 現況と課題

県内の河川などの公共用水域の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3 mg/L以下）の河川の割合でみると、平成12年度の44%から平成23年度の63%と着実に改善してきています。一方で水質の改善が進んでいない河川も残されています。

河川の汚濁原因の約7割は家庭からの生活排水です。特に、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭の台所や風呂から出る未処理の排水（生活雑排水）は汚濁原因全体の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水処理人口の割合を高めることが重要です。

平成23年3月に改定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%達成を目標としています。生活排水処理人口普及率は年々伸びているものの、引き続き、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めていく必要があります。

県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度からの4年間に県内100か所で「川の再生」を図る「水辺再生100プラン」を進めました。あわせて、家庭からの生活排水対策や河川清掃活動などの県民運動を展開してきました。

平成24年度からは「水辺再生100プラン」のスポット的な水辺再生から、1つの市町村若しくは複数の市町村を流れる川を上流から下流までまるごと対象にして、まちづくりと一体となった川の再生へとステップアップする「川のまるごと再生プロジェクト」が10の河川・農業用水で始動しました。市町村、住民、川の再生に取り組む団体、県が連携して川の再生を進めていきます。

川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐため、今後は、川の再生に取り組む地域団体である「川の国応援団」などが核となり、地域に運動を定着

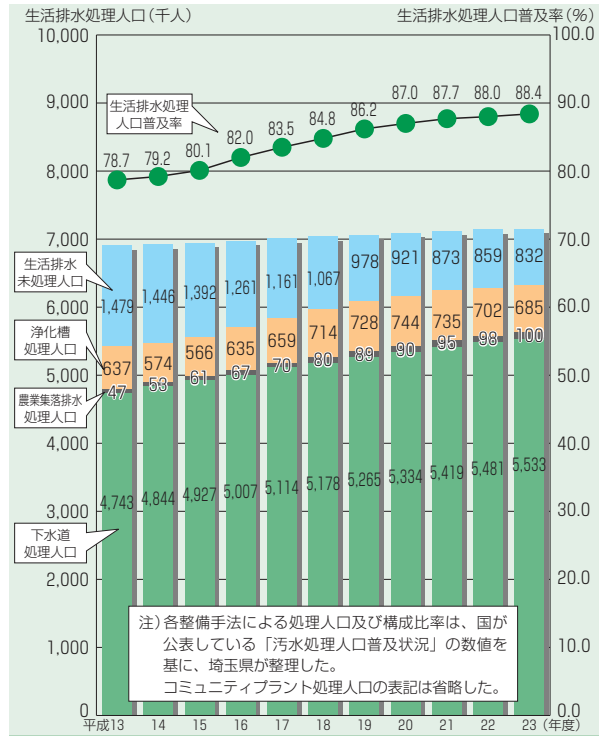


図2-7-1 生活排水処理人口・生活排水処理人口普及率の推移

させていくことが重要です。「川の国応援団」は平成24年5月末現在で478団体が登録しており、県内各地で河川清掃や環境学習、生物調査などの様々な活動に取り組んでいます。

》 講じた施策

1 河川等の水質保全

(1) 下水道等の整備の促進

埼玉県の平成23年度末の下水道普及率は、77.4%となりました。

県の流域下水道は、汚水と雨水を1つの管で排除するシステムを採用している市の公共下水道（さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、熊谷市、行田市、川越市、所沢市、久喜市、秩父市、飯能市、東松山市）と連携し、雨天時における河川への汚濁負荷を削減するため

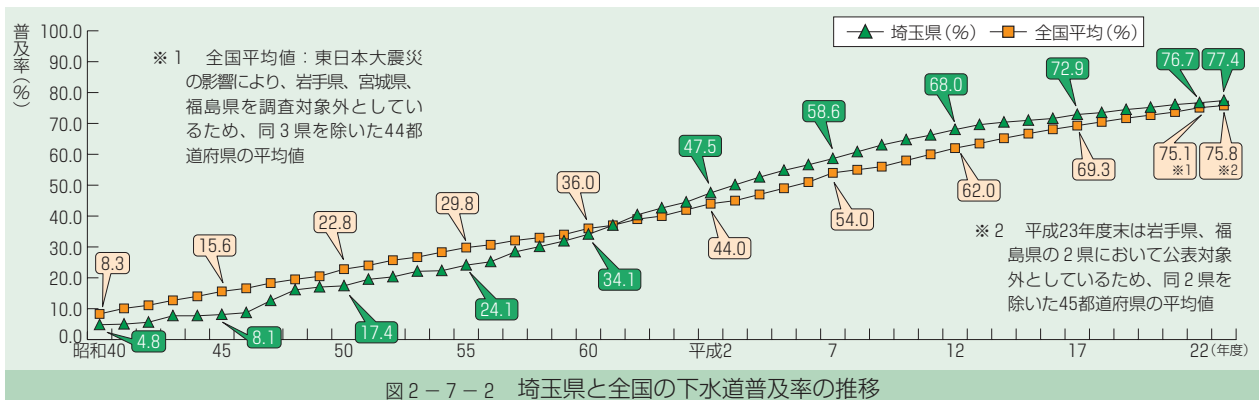


図2-7-2 埼玉県と全国の下水道普及率の推移

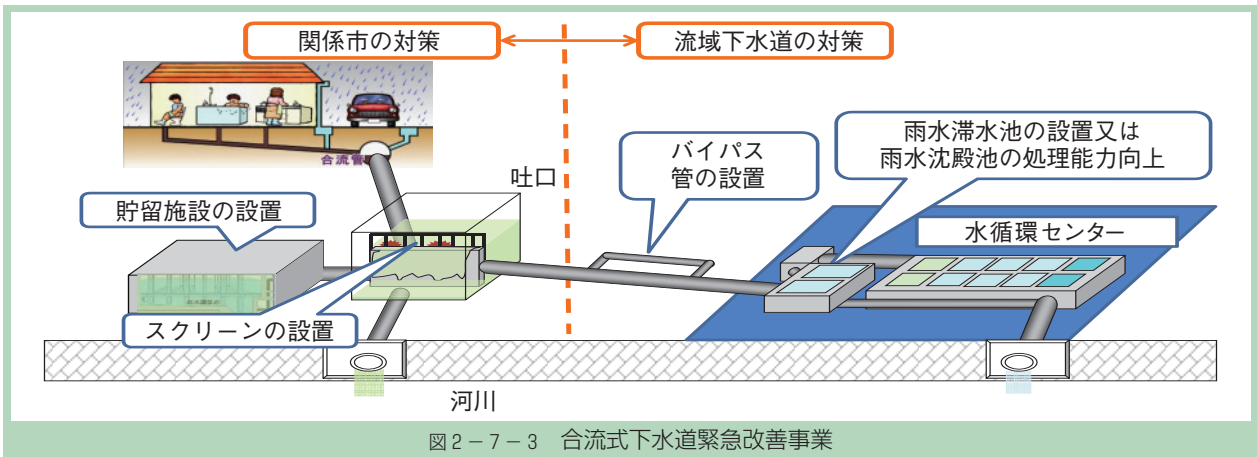


図2-7-3 合流式下水道緊急改善事業

に、合流式下水道緊急改善事業に取り組んでいます。

平成23年度に県では、下水を一時貯留する雨水滞水池や汚濁負荷量を削減する雨水沈殿池高度化施設の設計を行いました。市の公共下水道では、貯留施設の設置やスクリーンの設置等を整備しています。

さらに、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やリンの富栄養化物質を除去するため、県の荒川水循環センター等において高度処理対応の水処理施設を整備しています。

また、平成23年度末の農業集落排水の計画人口に対する普及率は96.5%となりました。

(2) 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進

① 転換に対する補助制度の充実

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、河川の汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

県では、平成23年度を浄化槽元年と位置付け、補助

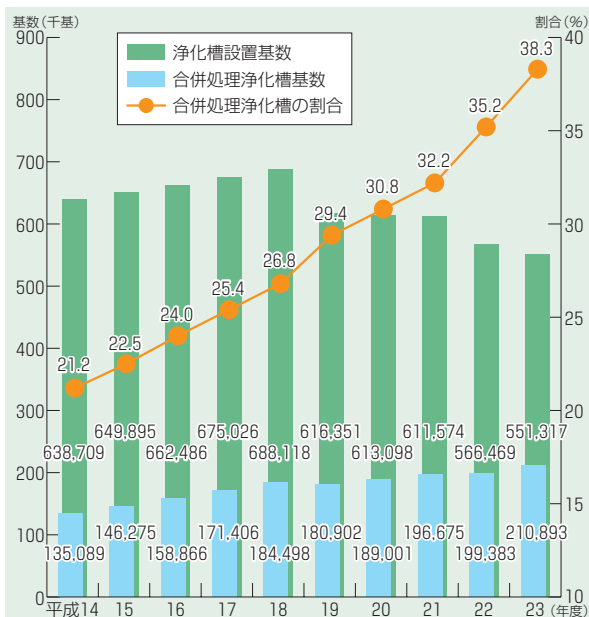


図2-7-4 浄化槽設置基数と合併処理浄化槽基数の割合

制度を大幅に見直し個人負担の軽減を図るとともに、市町村が主体となって浄化槽を設置する市町村整備型の導入を促進しています。平成23年度には、45市町村894基に対して補助金を交付しました。

② 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽の適正な維持管理を進めるため、浄化槽管理者に対し維持管理や法定検査（定期水質検査）の受検についての啓発・指導を行いました。

③ 生活排水対策重点地域の指定及び生活排水対策推進計画

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として、平成14年度までに6流域（不老川流域、元小山川流域、中川上流域、赤平川流域、荒川上流域及び槻川・都幾川上流域）を指定しています。各地域では、行政・住民が一体となって生活排水対策を推進しています。

2 川の再生の推進

(1) 水辺空間の再生・創出

県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、水辺空間の再生・創造に取り組んでいます。

平成20年度を「川の再生元年」と位置付け、「清流の復活」「安らぎとにぎわいの空間創出」を目指して川の再生に着手しました。

リーディング事業である水辺再生100プランでは、4年間で100か所の水辺を整備し、平成23年度に事業が終了しました。

この事業は計画段階から市町村、自治会等の地域の方々との検討を行い、整備後の維持管理も地域の方々に担っていただきました。

このうち、芝川、藤右衛門川、柳瀬川、元荒川の4河川と農業用水である東京葛西用水については、川の再生を最大限にアピールするモデル箇所として、当初の2年間で集中的に整備しました。

(2) 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

川の再生に向けた草の根活動を行う「彩の国水すましクラブ」と河川の美化活動に取り組む「水辺のサポ

「一ター」を平成24年4月1日に「川の国応援団」として統合しました。平成24年5月末現在で478団体が登録し、県内すべての市町村で、河川清掃、河川浄化、環境学習、生物調査などの川の再生活動に取り組んでおり、平成23年度末現在、美化運動に取り組む河川の延長は400kmとなっています。

県では、こうした「川の国応援団」の活動がより活発に行われるよう、活動資機材の提供や貸出し、情報交換会の開催、情報発信など様々な支援を行っています。

(3) 川の国埼玉検定の実施

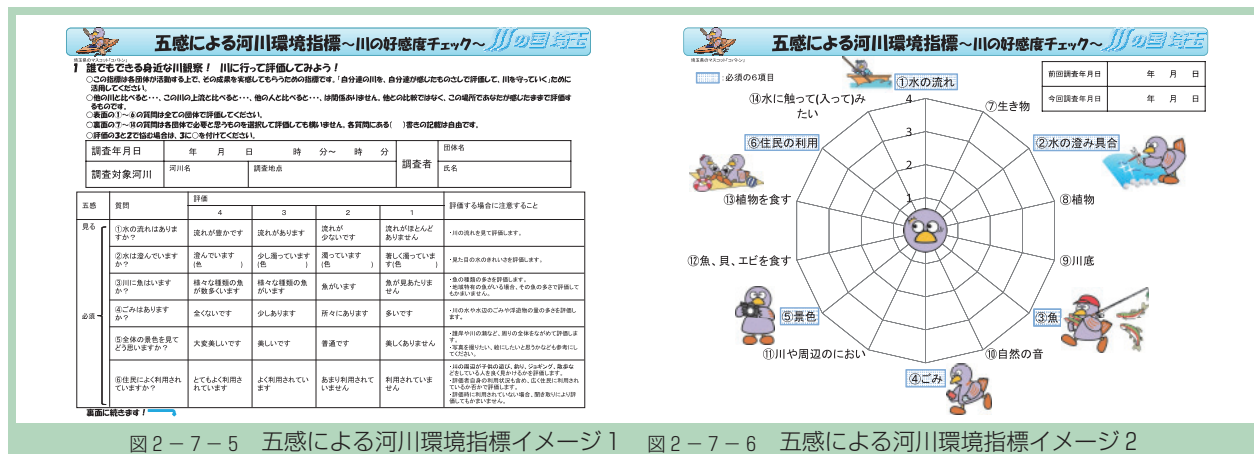
次世代を担う川の守り人を育成し、川の再生活動のレベルアップを図るため、毎年「川の国埼玉検定」を実施しています。

川の国埼玉検定「入門編」は主に子どもたちを対象に、川への関心と知識を深めてもらうことを目的としており、平成23年度は155名が参加し、全員が合格しました。「中・上級編」は一定の期間川の再生活動に取り組ま

れている方を対象に、専門的な知識を問う問題を出題しています。平成23年度は25名の方が受験し、上級合格者が18名、中級合格者が5名でした。上級合格者の方は「川の国アドバイザー」として登録いただき、川の国応援団の活動に対するアドバイスや環境学習の講師などを行う川の再生活動のリーダーとしての役割を担っていただいています。

(4) 五感による河川環境指標の活用

河川の水質評価の代表的な指標であるBODは一般の方にとってわかりにくいことから、平成23年度に「見る、聞く、嗅ぐ」などの五感を使って河川の環境を評価できる指標を作成しました。「川の国応援団」など川の再生活動を行っている多くの県民の方が、自ら河川環境の調査や評価を行うことにより、活動の成果を実感していただくことができます。県では、継続的な川の再生活動を行っていただくためのツールとして、今後、広く普及に取り組んでいきます。



》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) アユが棲める水質の河川の割合	77%	63%	90%	(定義) 河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
(再掲) 全国水質ファースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし	(県議会による追加指標)
生活排水処理率	88.0%	88.4%	92.0%	(定義) 下水道、農業集落排水や浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合。 (選定理由) 生活排水処理率の向上により河川水質が改善されることから、この指標を選定。
県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	400km	550km	(定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。

第8節 みどりの保全と再生

》 現況と課題

本県には、武蔵野の面影を残す平地林や豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展に伴う人口急増や土地利用の変化などにより、この30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平地林が減少しています。

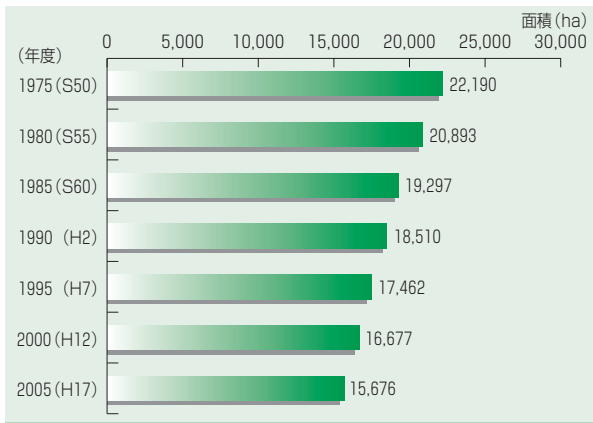


図2-8-1 過去30年間の平地林面積の推移

こうした身近な緑は、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有しています。そのため、都市近郊の貴重な緑地空間の保全・活用を進めるとともに、身近な緑を積極的に創出し、ゆとりと潤いのある空間を将来に引き継いでいく必要があります。

》 講じた施策

1 身近な緑の保全の推進

(1) 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、都市計画区域の良好

地域制緑地	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	14地区	19.9
近郊緑地保全地区	5地区	5,232.0
うち近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法)	1地区	60.4
ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)	28地区	403.92

※ 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的に法律等でその土地利用を規制する緑地のこと。

な自然環境をもつ「特別緑地保全地区」、首都圏の近郊整備地帯に良好な自然環境を持つ「近郊緑地保全地区」、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき優れた景観を有する樹林地をもつ「ふるさとの緑の景観地」を指定しています。

(2) 公有地化の推進

相続の発生などで公有地化する以外に保全することが困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの緑の景観地等を取得し、平成4年から66か所17.3haを公有地化しました。

また、都市周辺の多様な生き物が暮らす空間等や地域住民のオアシスとして親しまれる身近で貴重な緑を保全することを目的として、平成20年から3年間で5か所、3.7haの湧水地や平地林を公有地化し、まちのエコオアシスとして保全を行いました。

(3) ふるさとの緑の景観地の維持・拡大

埼玉らしさを感じさせる樹林を中心としたすぐれた景観を保全するために、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき「ふるさとの緑の景観地」を指定し、平成23年度末までに28地区、404haを指定しています。

また、ふるさとの緑の景観地においては、その保全と管理のための方針及びその他必要な事項を定める管理計画を策定することとしており、平成23年度末までに12地区において保全計画を策定しました。

(4) 見沼田圃^{たんぼ}の保全・活用

見沼田圃^{たんぼ}の保全については、見沼田圃^{たんぼ}の保全・活用・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地等としての土地利用の指導を行うとともに、基本方針にそぐわない土地利用を防止するために公有地化を図りました。平成10年度から平成23年度までの公有地化面積は29.0ha（買取面積21.9ha、借受け面積7.1ha）となり、NPO等の団体に農地の管理を委託し農業体験イベントを開催しました。

また、見沼農業の活性化を図るため、担い手に対して農業経営及び栽培技術の指導を行うとともに、都市住民と農業の交流活動として「見沼緑陰大学」を開催したほか、公有地を活用して景観作物の栽培や収穫体験農園の設置などを行いました。

(5) 三富地域における循環型農業の維持継承

平地林管理活動の促進支援については、下草刈りや落ち葉掃きなど、平地林を良好に管理するボランティア組織「さんとめねっと」の運営を支援しました。また2企業がCSR活動の場として三富地域で平地林管理活動を行いました。さらに、農家の直接支援を希望

する都市住民と、受入を希望する農家の方をマッチングする援農ボランティア制度を立上げました。

三富地域を活動エリアとする生産者グループやNPO等による新たな取組の支援については、生産者が自ら、三富地域の農業の持続的発展のために行うPR活動などに対し支援を行いました（5団体）。

都市住民の農業体験促進については、都市住民に対し、農業体験ツアー等を4回（延べ参加者約480名）開催したほか、歴史・文化に対する理解を深めてもらうことを目的としたシンポジウムを1回（参加者約380名）開催しました。

（6）都市農業の維持・発展

都市及び都市周辺の農業情報を都市住民に発信するとともに、農業者側の受入体制などを支援し、農業者と都市住民との交流を促進しました。

また、防災協定の締結促進を行い、10市*（87か所、87,218㎡）が締結しています。

*朝霞市、草加市、志木市、和光市、新座市、北本市、川越市、八潮市、三郷市、吉川市

2 身近な緑の再生（創出）の推進

（1）壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

壁面・屋上緑化や駐車場緑化などモデル的な緑の創出事業を行う民間事業者に対し費用の一部を助成し、県民の暮らしに潤いと安らぎをもたらす都市部の身近な緑を創出しました。

（2）校庭等の芝生化

みどりにふれあう環境を整備するとともに、県内に身近な緑を創出するため、公立・私立の幼稚園・保育所のうち園庭の芝生化に取り組む41園に対して費用の一部を助成しました。また、校庭の芝生化に取り組む公立・私立の小学校6校、中学校1校、高等学校1校に対して費用の一部を助成しました。

（3）緑化計画届出制度の充実

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、建築確認の申請前に「緑化計画届出書」を作成し、届出を行う緑化計画届出制度を平成17年10月から施行しています。3,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合は、敷地の一定規模以上の面積を緑化することとし、敷地、建築物の屋上や壁面、駐車場の緑化を推進しています。平成23年度は360件の届出により、109haの新たな緑が創出されました。

なお、都市環境の更なる改善を図るとともに、緑の街並みを創出するため平成24年4月からは対象敷地面積を1,000㎡に引き下げ、同制度を施行しています。

（4）県有施設などの身近な場所の緑化

県の事業として所沢地方庁舎など3施設で屋上緑化を、皆野高校など17の学校や施設で壁面緑化による緑化を進めました。また、坂戸市民総合運動公園第1多目的運動場など14の施設や県立高校などで芝生化を、三郷市におどり公園など10の施設や学校などで植樹による緑化を進めました。

（5）県営公園の整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の避難場所など、都市における良好な生活環境を保持するための大きな役割を持つ都市公園を整備しています。

平成23年度は、権現堂公園（10.7ha）及びさきたま古墳公園（5.5ha）の供用区域を拡大しました。

3 緑の保全・再生のための財源対策

緑の保全と創出を県民参加により積極的に進め、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を保全するために、安定した財源として彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金を適切に活用しています。

彩の国みどりの基金については、平成23年度に13億4,445万2,763円の積み立てを行い、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、県民運動の展開を図るために26事業を実施し、11億47万9,205円の基金を活用しました。平成23年度末の基金残高は12億7,490万5,758円となっています。

また、さいたま緑のトラスト基金の平成23年度末の累計額は53億4,831万5,474円となっており、そのうち、41億8,772万9,485円を土地の取得と保管理のために繰り出し、基金の残高は11億6,058万5,989円となっています。

4 緑の保全・再生のための県民運動の推進

（1）県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全の推進

みどりの再生を県民運動として展開するために、一



写真2-8-1 みどりの再生とことんトーク



写真 2-8-2 みどりの埼玉づくり県民提案事業による取組

人一本植樹運動として卒業記念樹の配布及びイベントでの苗木の配布や植樹を行い、平成21年度からの植樹本数の総数は約311万本となりました。

また、みどりや川の価値、重要性に関する県民の理解と関心を高め、県民参加によるみどりの再生を図るためのイベントとして「みどりの再生とことんトーク」を開催するとともに、「みどりの埼玉づくり県民提案事業」によりNPO等の民間団体が行う里山の保全や植

樹など55の取組を支援しました。

(2) 彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実

みどりの再生を県民運動として展開するために、植樹等の活動を通じて緑の保全や創出を進めている企業・団体等による「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動を実施しました。

(3) さいたま緑のトラスト運動の拡大

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を利用し、11か所の緑のトラスト地を（公財）さいたま緑のトラスト協会に委託して保全管理を行っています。平成23年度にはトラスト保全12号地として上尾市の「原市の森」を選定しました。

また、緑のトラスト運動の普及啓発及びトラスト基金の募金活動のため、緑のトラスト夏まつりや保全地におけるタケノコ掘り、自然観察会などの普及啓発イベントを実施するとともに、児童、生徒を対象にした緑の十円玉募金や企業・団体などへの募金活動を実施しました。

》 目標と進捗状況

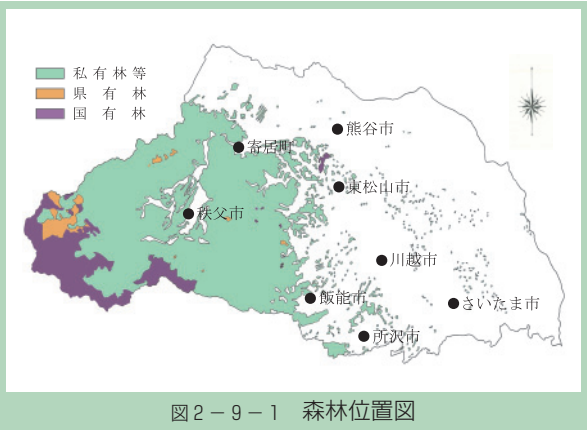
施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
緑の保全面積	488ha	495ha	542ha	(定義) 特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。
身近な緑の創出面積	576ha	689ha	1,060ha	(定義) 「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。 (選定理由) 身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77団体	122団体	200団体	(定義) 緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 (選定理由) 緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。

第9節 森林の整備と保全

》 現況と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。また、森林は木材を生産するだけでなく、水源の涵養^{かん}や二酸化炭素の吸収・貯蔵など多くの重要な役割を果たしています。しかし、間伐などの手入れが行き届かない人工林や燃料（薪炭）や堆肥としての利用がなくなり荒廃した里山・平地林が一部に見られます。一方で、本県の森林は大都市圏から近く、森林ボラン

ティアの活動の場として活用しやすいことから、活動を希望する企業や団体が多くあります。そこで、林業経営が難しく、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備も含めた適正な森林整備を進めるとともに、森林ボランティアの受入れ環境を整備することにより県民参加の森林づくりを進め、水源の涵養^{かん}など森林の有する多面的機能を十分に発揮させることが必要です。また、温暖化防止対策として公共施設や民間住宅などでの木材の利用拡大や地産地消を推進し、木材利用や木材輸送距離の短縮による二酸化炭素の貯蔵・排出削減を図ることが必要です。



》 講じた施策

1 適正な森林整備と保全の推進

水源涵養^{かん}や土砂災害防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。特に平成20年度に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、浦山ダムなど6つのダム上流域の水源地域での森林整備や、竹やササが繁茂し荒れてしまった里山や平地林の再生などに取り組み、この基金を活用した事業により平成20年度から23年度までの4年間で3,200haの森林を整備しました。また、獣害防止対策としてシカによる造林木の食害を防護するための柵の設置やスギ花粉削減対策として間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。

9 森林の整備と保全



2 県民参加の森林づくりの推進

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、都市住民を含めた県民参加による森林づくりを進め、平成23年度末までに、132の企業・団体が森づくりに参加しています。また、平成20年1月には埼玉県森づくりサポートセンターを立ち上げ、森林づくりの相談業務、技術指導等を行う仕組みづくりを行い、新たに森林づくり活動を希望する企業や森林ボランティア団体、学校などへの情報提供や支援を実施しています。

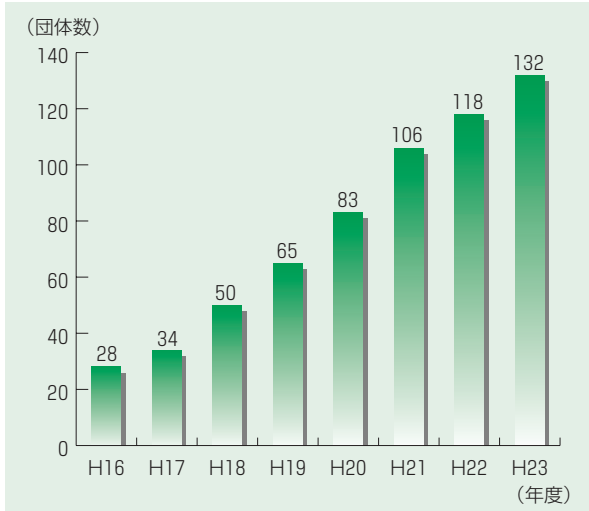


図2-9-3 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数

3 県産木材の利用促進及び率先活用

公共施設での利用拡大を図るため、県の管理する学校、福祉施設、医療施設等で積極的に県産木材の利用を進めるとともに、市町村の施設に対しても、木材の調達方法や補助制度の導入などの支援を行いました。また、民間住宅における利用拡大を図るため、「県産木材住宅」の建設に取り組む「さいたま県産木材住宅促進センター」やNPO等の活動を支援しました。さらに、このような県産木材の利用拡大を図るためには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、木材加工施設の整備等に対して支援しました。



写真2-9-2 県産木材で内装を木質化した中学校

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
森林の整備・保全面積	—	2,467ha	14,000ha (H24~28年度)	(定義)人工林において、間伐、針広混交林化、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 (選定理由)森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。
森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	118団体	132団体	220団体	(定義)森林をフィールドにして、植栽、下草刈り、間伐などのボランティア活動に参加する企業・団体の数。 (選定理由)森林の整備・保全等のボランティア活動を行う企業・団体が増加することは、県民が森林の多面的機能等を理解し、活用することの指標となることから、この指標を選定。
県産木材の供給量	75,000 m ³ /年	81,000 m ³ /年	111,000 m ³ /年	(定義)県内の森林から伐採・搬出され、製材工場などへ供給された木材量。 (選定理由)県産木材の利用を増やすことにより森林の循環利用が促進され、林業の収益力が向上することから、この指標を選定。

第10節 生物多様性の保全

》 現況と課題

本県には、多くの野生生物が生息・生育していますが、都市化の進展に伴い、絶滅のおそれのある種が多数にのぼっています。(動物787種、植物1,031種)

また、近年はニホンジカやイノシシ等一部の野生動物が増加し、生息地域の森林生態系に影響を与えるとともに、中山間地域における人口減少などとあいまって、農林業に大きな被害を与えています。ブラックバスやアライグマ等の外来生物も増えており、生態系への悪影響も懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって損なうことなく自然と人間との共生を確保するため、希少な野生生物から身近な生物までを含めた全ての生物を生態系として総合的に保全する方策を講じる必要があります。

》 講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 生物多様性保全の全県展開

(1) 生物多様性保全県戦略の普及

これまでの県の生物多様性保全の取組と県内の自然環境保護団体の活動内容などを取りまとめた「人と自然が共生する埼玉ヘーグリーンアクションデータブック」及び「生物多様性保全県戦略」の概要版「生物多様性を考えよう」を配布し、生物多様性を保全する意義や行動の重要性を普及啓発しています。

(2) 県民による自然環境保全活動の推進

① 県民参加生き物モニタリングの実施

県内の生物多様性の現状と変遷などの基礎資料にするため、生物多様性保全活動を実施するNPOや環境保護団体等による生き物モニタリング調査を平成23年度は31地点で実施しました。

② 希少野生動植物保護推進員等との連携

県内の希少野生動植物種について、希少野生動植物保護推進員8名と連携して保全しています。

③ 傷病野生鳥獣保護ボランティアとの連携

傷病野生鳥獣を治療するため、県獣医師会に委託して、平成23年度は52の保護診療機関を指定し、855羽

(頭)を治療しました。

さらに、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまで保護する傷病野生鳥獣保護ボランティア事業を実施しており、平成23年度は、個人のボランティア96人と学校8校を保護ボランティアとして連携して、野生復帰を目指してリハビリを行いました。

④ 埼玉県自然公園指導員等との連携

自然公園指導員66名を委嘱し、公園利用のマナー向上、自然解説等、利用者の事故の予防、情報提供等を行っています。

2 希少野生動植物保護増殖の推進

(1) 希少野生動植物の継続的調査と普及啓発

県内に生息・生育する野生生物の中から保護の必要性が高い希少野生動植物の指定を行うとともに、保護施策の基礎資料としてレッドデータブックを作成し、概ね6年ごとに見直しを行っています。現在、3訂版となる「埼玉県レッドデータブック2008動物編」、「埼玉県レッドデータブック2011植物編」を発行し、希少野生動植物の保護増殖の重要性を普及啓発しています。

〈動物編〉

「さいたまレッドデータブック動物編」(平成8年3月)
「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」(平成14年3月)
「埼玉県レッドデータブック2008動物編」(平成20年3月)

〈植物編〉

「さいたまレッドデータブック植物編」(平成10年3月)
「改訂・埼玉県レッドデータブック2005植物編」(平成17年3月)
「埼玉県レッドデータブック2011植物編」(平成24年3月)

(2) 保護増殖活動の推進

希少野生動植物の種の保護を図り、県民共通の財産として次代に継承するため、平成12年3月に埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例を制定しました。平成12年12月には、ムサシトミヨ、サクラソウなど17

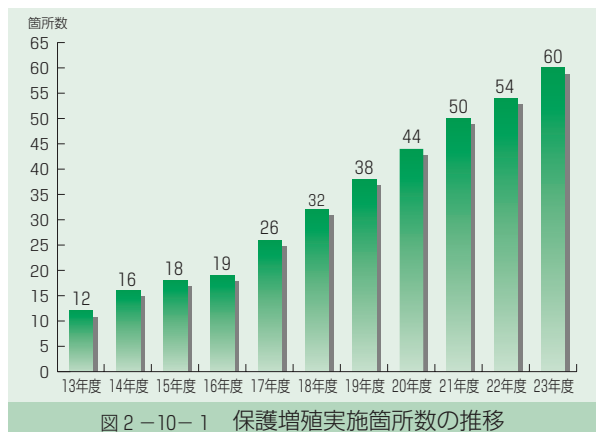




写真2-10-1 ムサシトミヨ



写真2-10-2 トダスゲ

種、平成13年12月にはトダスゲなど5種、あわせて22種を県内希少野生動物種に指定して、その捕獲・採取を制限しています。平成21年度までに、このうちの15種の保護管理事業計画を策定し、保護対策を実施しています。

また、オオタカの保護のため生息状況調査を実施しています。

3 野生鳥獣の適正な保護管理

(1) 野生鳥獣による生態系などの被害の防止

県の鳥獣保護に関する施策の推進を図るため、「人間と鳥獣との共生」や「生物多様性の保全」を基本理念とする第11次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成24年～平成28年度）を策定しました。また、生息域の拡大により農林業被害が著しいニホンジカ、イノシシについて、被害防除対策、個体数調整及び狩猟制限の緩和などを科学的かつ総合的に行う第3次特定鳥獣保護管理計画（計画期間：平成24年～平成28年度）を策定しました。この計画に基づき、ニホンジカについては、狩猟期間の延長（1か月）、イノシシについては、保護管理を行う市町村の拡大（入間市を追加）を行いました。

また、鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の適正化を図るため、平成23年度までに、鳥獣保護区65か所30,452ha、特定猟具使用禁止区域（銃）126か所198,218.7ha等を指定しています。鳥獣保護区は、鳥獣の保護繁殖を図るために指定するもので、区域内では狩猟を禁止しています。特定猟具使用禁止区域（銃）では、銃猟による危険を未然に防止するために指定しています。

(2) 野生鳥獣の生息状況調査や狩猟などによる個体数管理

森林生態系や農林業に大きな被害を与えているニホンジカの生息数や生息密度を把握するためのニホンジカ生息状況調査や県内の水産業等に被害を与えているカワウの生息数を把握するためのカワウ生息状況調査などを行いました。また、県内のガン、カモ、ハクチョウ類の冬季生息状況等を把握するためガンカモ科鳥類生息調査を平成24年1月7日～9日を中心に県内171か所の河川、池沼、湿地等で行い、21種32,012羽の生息を確認しました。

狩猟及び有害鳥獣捕獲によって、平成23年度、イノ



写真2-10-3 狩猟免許試験

シシ635頭、ニホンジカ1,500頭、カワウ129羽を捕獲しました。また、カワウについては営巣地における巣落としても実施しました。

(3) 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の資質の向上を図り、狩猟の一層の適正化を図るため、狩猟免許試験、適性検査等を実施しており、平成23年度は新たに135人に狩猟免許を与えたとともに、470人の狩猟免許を更新しました。平成23年度末の有効免許所持者数は、5,599人です。

鳥獣保護員（平成23年度は84人）を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターの原画の募集を行い、平成23年度は651点の応募がありました。

(4) 野鳥における鳥インフルエンザ等対策の実施

野生鳥獣の異常死が確認された場合、関係機関と協力して、死因の究明に努めるとともに、住民に不安が生じないように適切に対応しました。平成23年度に実施した死亡野鳥等の調査は22件で、鳥インフルエンザの簡易検査・確定検査の結果はすべて陰性でした。

また、早期発見のためガンカモ類の糞便採取調査を3回実施し、全て陰性でした。

4 侵略的外来生物の計画的駆除

(1) 外来生物の情報収集及び駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に

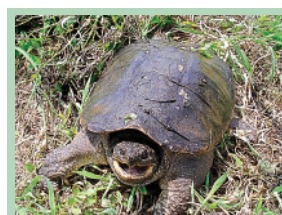


写真2-10-4 カミツキガメ



写真2-10-5 ブルーギル

関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物のうち、県内において生態系や人の生命・身体及び農林水産業への被害防止対策が必要な生物は、アライグマ、カミツキガメ、コクチバス、オオクチバス、ブルーギルの5種類です。

本県の生物多様性が将来にわたって損なわれないように被害防止のため駆除を実施しています。

(2) アライグマの計画的捕獲

アライグマについては、平成19年に策定した「埼玉県アライグマ防除実施計画」の見直しを行い、計画期間を平成33年3月まで延長するとともに、県内全ての市町村と連携して計画的な防除を進めています。

また、市町村が実施している計画防除に加えて、県

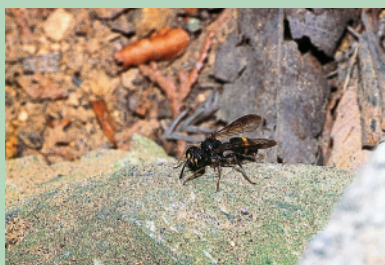
が緊急的な防除を実施し、捕獲圧を強めています。



写真2-10-6 主な県内希少野生動植物種



アカハライモリ
秩父地域や県西部地域などの山間部の池沼、水路などに生息している両生類。



ソボツチスガリ
秩父地域と県北部のごく限られた場所に生息するハチの仲間。



サクラソウ
さいたま市の田島ヶ原など限られた場所に生育。「県の花」に指定されている。



オニバス
絶滅したと考えられていたが、加須市(旧北川辺町)の水路で休眠していた種子から復活。



チチブイワザクラ
武甲山に固有の植物。多年草で4～5月に直径3cmほどの花が咲く。



ミヤマスカシユリ
秩父地域で最初に発見。その後茨城県にも分布することがわかった。

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	48団体	200団体	(定義) 希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。
希少野生動植物の保護増殖箇所数	54か所	60か所	90か所	(定義) 希少野生動植物の保護に関する条例で、県内希少野生動植物に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動植物に指定されている種を保全していくためには、保護増殖の取組を推進していく必要があることから、この指標を選定。

第11節 地球温暖化対策の総合的推進

》 現況と課題

本県の温室効果ガス排出量は、原子力発電所の稼働などの影響を除くと、近年横ばいから減少の傾向にあります。1990年と比較すると人口や世帯数の増加に加え、家電製品や自動車などの増加により、家庭やオフィス、自動車から排出されるCO₂の排出量は増加しています。温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化にストップをかけることは、現代を生きる私たちが取り組むべき課題であり、子どもや孫など将来の世代への私たちの責務です。

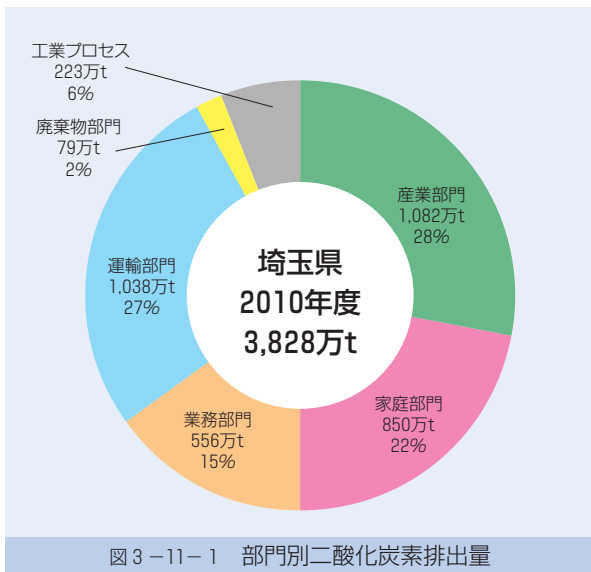


図3-11-1 部門別二酸化炭素排出量

そこで、温室効果ガス排出量を2020年に2005年比25%（1990年比21%）削減することを目標とした「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」（埼玉県地球温暖化対策実行計画）を平成21年2月に策定すると

ともに、同年3月には埼玉県地球温暖化対策推進条例を制定しました。

この実行計画に基づき、低炭素社会の実現に向け、県民総ぐるみで英知を集めて温暖化対策を進めていく必要があります。

なお、東日本大震災による国内の電力需給のひっ迫を契機とした省エネルギー化の徹底的な推進や節電の取組などは、地球温暖化対策にも寄与していくものと考えられます。

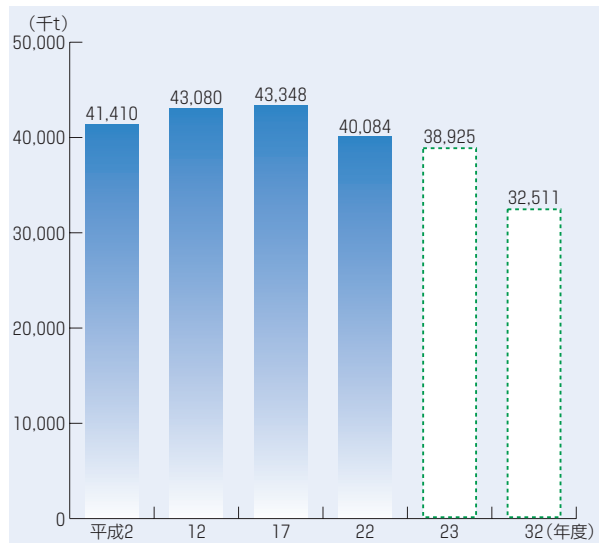


図3-11-2 埼玉県の温室効果ガスの総排出量の推移及び削減目標

》 講じた施策

1 低炭素型で活力ある産業社会の構築

(1) 地球温暖化対策計画制度の着実な運用及び普及拡大
埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模

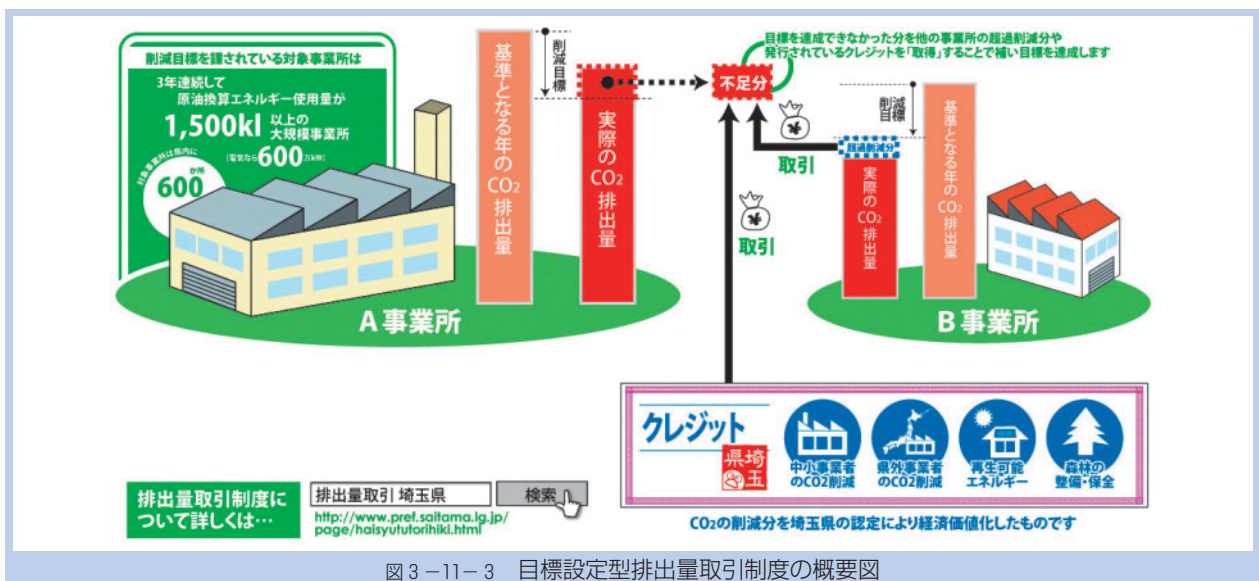


図3-11-3 目標設定型排出量取引制度の概要図

以上の事業者に、温室効果ガスの排出量を削減するための「地球温暖化対策計画」の作成・提出・公表を義務付けています。平成23年度は、772事業者（1,149事業所）が計画書を提出しました。このうち計画書を任意に提出している事業者は123事業者で、温室効果ガスの着実な削減を進めるため、今後、任意提出事業者のさらなる拡大に努めます。

（2）目標設定型排出量取引制度の円滑な運用

平成23年度から、大規模事業所を対象とした目標設定型排出量取引制度を導入しました。対象となる事業所には、第1計画期間（平成23～26年度）において基準排出量に対する目標削減率（6%又は8%）を設定しており、CO₂排出量削減に取り組んでいただいています。平成22年度の大規模事業所のCO₂排出量は、基準排出量に対し17.8%削減されました。

事業所のCO₂削減を支援するため、CO₂排出削減設備の導入に対し、平成23年度は30件、382,880千円の補助を行いました。また、エネルギーの使用状況や省エネ対策の実施状況を把握するため、150件の現地調査を実施しました。

（3）事業者の自主的な取組の推進

環境マネジメントに積極的に取り組み、CO₂削減に優れた取組をしている中小規模事業者を認証する「エコアップ認証制度」の普及促進を図りました。平成23年度は15事業所を認証し、認証事業所は延べ60事業所となりました。

中小企業等に対して、簡単なチェックシート方式の「やさしいCO₂削減シート」を配布し、省エネ・省CO₂対策を促進しました。また、省エネに関する専門知識・経験を有する省エネナビゲーター（省エネ診断員）を事業所に派遣し、32事業所で省エネ診断を実施しました。

2 埼玉エコタウンの推進

市民、NPO等との協働により、地域一体となってエネルギー地産地消の推進と環境の視点をとおした暮らしやすく活力ある地域社会の創造を目指します。

事業を進めるに当たっては、民間事業者のアイデアや資金など、民間活力を最大限に活用して埼玉エコタウンを推進していきます。

3 低炭素型ビジネススタイル・ライフスタイルへの転換

（1）地球温暖化防止活動推進員への支援

地域における普及啓発活動の中核である地球温暖化防止活動推進員を委嘱（任期2年）し、資質向上のためのセミナー等を開催しました。平成23年度の推進員



写真3-11-1 地球温暖化防止活動推進員による研修の様子

延べ活動数は3,400回となりました。

また、推進員の活動団体名簿を作成し、推進員の相互交流を促進することで、活動の活性化を図っています。

（2）エコライフDAY、ライフスタイルキャンペーンなどの県民運動の推進

平成23年度は、東日本大震災を契機とした電力不足への対応、エネルギーの大量消費型社会や県民のライフスタイルの見直しを図るための各種取組を実施しました。

夏期の家庭の電力使用量の削減を目的として実施した「家庭の電気ダイエットコンクール」では、前年度比12倍となる15,512世帯の参加をいただき、参加世帯全体で24.4%の節電という成果をあげました。



図3-11-4 節電リーフレット

また、「夏のライフスタイルキャンペーン」の取組としては、夏期の電力使用量前年度比15%以上の削減を達成するため、主に家庭向けの節電の啓発に努めました。節電リーフレットの配布のほかNPOと協働し「埼玉夏の節電コンソーシアム・2011」の開催、浦和レッズ、大宮アルディージャ、西武ライオンズの協力を得て各スタジアムで節電呼びかけのビデオメッセージを放映（計17試合）しました。

「冬のライフスタイルキャンペーン」では、節電に限らず、省エネ全般の取組を推進するため、暖房の適温設定とともに体を「うち」と「そと」から温める工夫のPRを実施しました。

さらに、エコライフDAYの取組として、地球にいいことチャレンジシートとエコライフDAYチェックシートを合冊で作成し、県内の全小・中・高等学校へ配布することにより、参加者数は120万人に達し、県民運動として定着することができました。

(3) 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し

深夜化見直し・朝型生活へのシフトの支援に取り組む事業者(店舗・オフィス等)を「夜エコ・朝活」協力店として認定する制度の拡大を図り、平成24年3月末現在で586店舗を協力店として認定しました。

また、平成23年10月30日に、環境NPOが主催した「低炭素まちづくりフォーラムin埼玉」の中で、「深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し」をテーマの1つとして県も参加しました。学生をはじめとする幅広い県民の方々とともに、現状・課題・解決方向について議論を深めながら、より実効性の高い解決策を検討していくこととしています。



写真3-11-2 夜エコステッカー

(4) 省エネ家電の購入等による節電の推進

平成21年10月から家電製品省エネ情報提供制度が施行されたことにより、家電を販売する事業者に対し省エネ家電の表示や購入者へ省エネ情報を説明することを義務付けています。

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫に省エネラベルを表示したり購入者へ省エネ情報を提供することにより、省エネ家電製品の普及拡大を図り、家庭部門の二酸化炭素排出量の抑制に努めています。

(5) 環境に配慮した住宅の普及促進

エネルギー消費を可能な限り削減し、家庭部門の二酸化炭素排出量の抑制を効果的なものとするため、平成23年度に省エネ設備の導入を行う者に補助金を交付しました。

県の補助金を活用して高効率給湯器やLED照明器具の導入など複数の省エネルギー対策を同時に講じる場合に、2種類の対策に対して補助金を交付しました。これらの補助金を交付した住宅は187件で二酸化炭素削減量は、約151tとなります。これは、約33haのブナ林が一年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

(6) 建築物環境配慮制度の推進

平成21年10月1日から、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「建築物環境配慮制度」を施行し、建築物の省エネルギー化をはじめとする総合的な環境配慮の取組を促しています。

その中で、県内(さいたま市及び川越市を除く)で建築物(延べ床面積2,000㎡以上)を新築する場合に、建築主に「特定建築物環境配慮計画」の提出を義務付けています。計画書には「CASBEE埼玉県」による自己評価結果の添付を求め、その概要を公表しています。

平成23年度は221件の計画書が提出されました。

さらに、平成23年7月1日からは、分譲マンションを対象に「建築物環境性能表示制度」を施行しました。この制度は、上記の「特定建築物環境配慮計画」を提出した建築主に対して、販売広告時に自己評価結果の表示と県への届出を求めるもので、平成23年度は、9件の届出がありました。

(7) 県有施設の省エネルギー化

ハード面では、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの有効利用を図るため、県有施設への太陽光発電の率先導入、既存施設の設備改修やESCO事業の導入に取り組みました。

ソフト面では、平成22年度に策定した「ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン(埼玉県地球温暖化対策実行計画)」に基づき、県のすべての機関で空調温度の適正化、昼休みの消灯の徹底などに取り組みました。また、東日本大震災に伴う供給電力の不足に対応するため、執務室・廊下等の照明の部分消灯やエレベーターの間引き運転などを実施しました。さらに、夏季の2か月間を「県庁版サマータイム」とし、本庁に勤務する職員の勤務時間を繰り上げ、冷房運転時間の短縮や残業時の照明の使用抑制などにより、県庁舎の一層

表3-11-1 埼玉県庁の温室効果ガスの排出量

年度	排出量	対基準年比	対前年比
平成17	621,885	—	—
平成18	579,071	93.1%	93.1%
平成19	575,061	92.5%	99.3%
平成20	550,430	88.5%	95.7%
平成21	526,148	84.6%	95.6%
平成22	536,212	86.2%	101.9%
平成23	524,076	84.3%	97.7%

の節電に努めました。

県庁の平成23年度の温室効果ガス排出量は、52万4,076t-CO₂であり、平成22年度に比べて2.3%減少しています。また、基準年である平成17年度に比べると15.7%減少しています。節電の取組を徹底して実施したことや、夏季の気温が前年度より低かったことなどにより、エネルギー使用量が減少し、温室効果ガス排出量も減少しました。

①太陽光発電の率先導入

県は、これまでに県営住宅や県立高校など143（平成24年3月末現在）の県有施設に太陽光発電設備を設置しました。平成23年度は行田浄水場1,200kW、東部地域振興ふれあい拠点施設（ふれあいキューブ）100kWの太陽光発電を設置するなど、あわせて13施設に導入し発電を開始しました。県有施設における総発電容量は、一般家庭1,135世帯分に相当する3,972kWとなりま

した。

②ESCO（Energy Service Company）事業の導入

ESCO事業とは、建物の省エネルギー対策を専門とするESCO事業者との契約により、少ない経済負担で確実に省エネルギーを実施するものです。ESCO事業者が省エネ診断、改修、導入設備の保守・運転管理、効果の保証などのサービスを提供し、顧客は光熱水費の削減分からESCO経費を支払います。県では、省エネルギー化と省力化を効率的・効果的に進めるために県有施設9箇所を導入しています。

導入した9つの県有施設

総合リハビリテーションセンター、浦和合同庁舎、小児医療センター、循環器・呼吸器病センター、県民活動総合センター、障害者交流センター、環境科学国際センター、本庁舎、嵐山郷



写真3-11-3 行田浄水場太陽光発電設備

表3-11-2 県有施設でのESCO事業の導入結果

(平成23年度)

嵐山郷	
光熱水費の削減額	約24,392,000円
ESCO事業者への支払額を除いた県の利益	約4,543,000円
省エネルギー量 (原油換算)	約185,000リットル (ドラム缶925本)
二酸化炭素削減量	約522トン

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量 (平成17年度比)	155万t-CO ₂ ※ H21年度値	228万t-CO ₂	250万t-CO ₂	(定義) 県内の産業・業務部門における温室効果ガスの平成17年度排出量に対する直近5か年の平均削減量。 (選定理由) 本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める産業・業務部門における地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	191回	280回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。
(再掲) 森林の整備・保全面積	—	2,467ha	14,000ha (H24~28年度)	(定義) 人工林において、間伐、針広混交林化、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 (選定理由) 森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。

第12節 ヒートアイランド対策の推進

》 現況と課題

市街化の著しい都市部では、郊外に比べて平均気温が高くなる現象が起きています。地図上に気温の高い都市部が「島」のように浮き出ることからヒートアイランド（熱の島）と呼ばれています。

本県の都市部では、ヒートアイランド現象の原因である地表面の人工被覆化と人工排熱の増加が進展しています。加えて、ほぼ全域が風の弱い内陸平野部であることから、夏場には高温化が顕著であり、熱中症の発生リスクが高いとされています。地球温暖化が進め



図3-12-1 ヒートアイランド現象の仕組み

ば異常気象が増加し、ヒートアイランド現象とあいまって、夏場の著しい高温化の頻発が懸念されます。

》 講じた施策

人工排熱の抑制対策の推進

(1) 自動車地球温暖化対策計画と低燃費車の導入の推進

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、30台以上の自動車（軽・二輪を除く）を使用する事業者に対し、自動車から排出される二酸化炭素の削減目標や削減に向けての取組等を記載した自動車地球温暖化対策計画書の提出を求めました。また、同計画書を前年度に提出した事業者に対しては、削減目標に対する実績等を記載した自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出を求めました。

さらに、低燃費車の導入促進を図るため、200台以上の自動車を使用する事業者に対し同条例に基づき低燃費車導入状況の報告を求めるなど、低燃費車導入の推進を図りました。

(2) 低炭素型ライフスタイルへの転換促進

県民のライフスタイル転換により家庭からの排熱を抑制するため、冷暖房の適温設定などを呼びかける夏

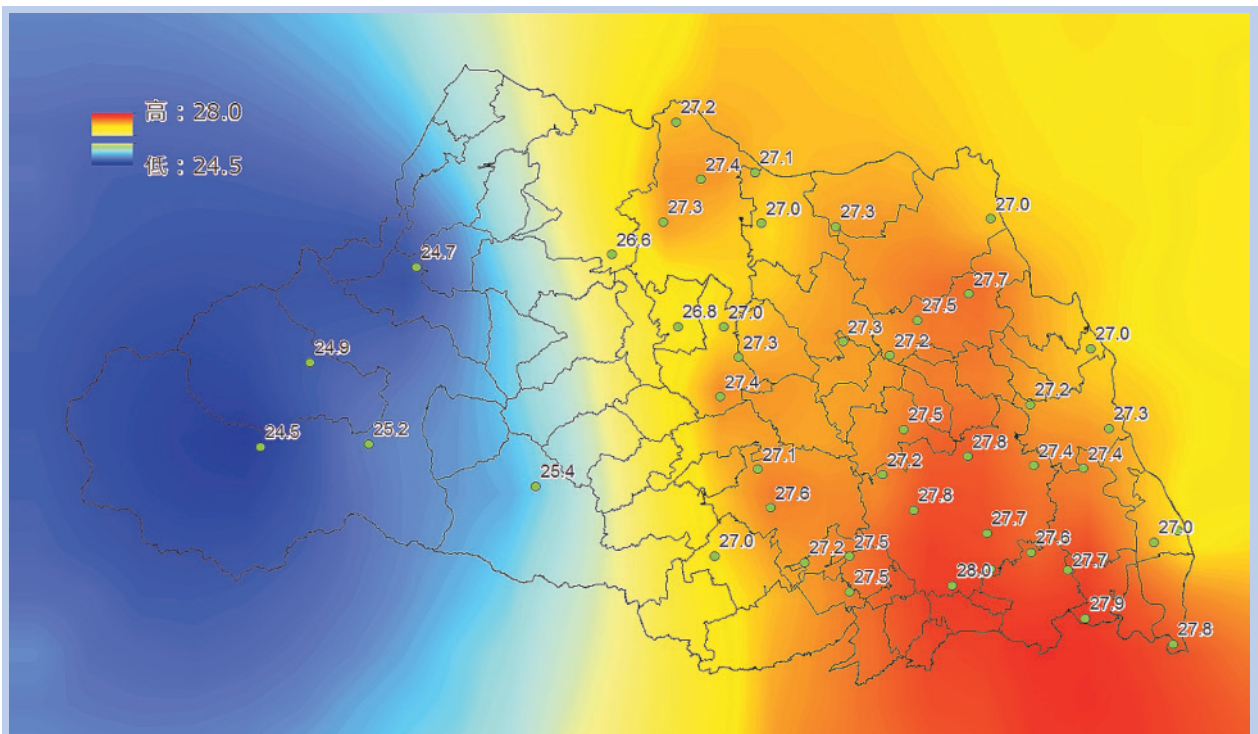


図3-12-2 平成18～23年度の夏季(8月)の月平均気温の分布

第13節 再生可能エネルギーの活用

》 現況と課題

我が国のエネルギー自給率はおよそ7%（原子力を除く。資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」（平成22年度））で、多くを海外からの化石燃料に頼っています。過度の化石燃料への依存は、地球温暖化の問題だけでなく、エネルギー安全保障の観点からも重要な問題と考えられます。

平成23年3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国内の電力需給のひっ迫が当分の間続くと予想されます。原子力発電所を増設するとしていた国のエネルギー基本計画の見直しが進んでおり、再生可能エネルギーをエネルギー政策の重要な一つの柱として位置付け、再生可能エネルギー利用の飛躍的な普及拡大を図っていく必要があります。

平成23年8月26日には電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）が成立し、再生可能エネルギーの導入拡大は、大きな流れとなっています。この流れは、今後、国のエネルギー政策が見直されても変わらないと思われま

す。再生可能エネルギーは地域に存在する「重要なエネルギー源」であり、地域でのエネルギーの地産地消を目指す埼玉エコタウンにおいても、重要な構成要素となっています。

埼玉県では、快晴日数が日本一であるという地域特性から「太陽エネルギー」、秩父地域の豊富な森林資源などの「バイオマスエネルギー」を中心に導入を進めるとともに、電力と熱利用、両方の視点から有効活用、普及拡大を図っていきます。

》 講じた施策

（第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照）

1 再生可能エネルギー利用の飛躍的な普及拡大

（1）利用可能性に基づく県内への普及

本県で利用可能量が最も多い太陽エネルギーと2番目に多いバイオマスエネルギーの導入を推進しています。

しかし、再生可能エネルギーの導入には、まだ課題も多く、様々な知恵と技術の集約化が必要になります。

そのため、研究会ワーキンググループを立ち上げ、再生可能エネルギーに関する情報を持つ関係者を集め、最先端かつ有効な情報を集約化、共有化に努めてい

ます。事業化に関心を示す関係者を呼び込み、関係者のネットワークを拡げていくことで事業の実現可能性が高められると考えています。

現在、埼玉県では、早稲田大学と締結した「環境エネルギー」に関する連携協定に基づいて、産学官連携による「埼玉県再生可能エネルギー普及促進研究会」木質バイオマスワーキンググループと熱エネルギー活用ワーキンググループを共同設置して検討を行っています。平成23年度は、木質バイオマスワーキングを2回、熱エネルギー活用ワーキングを1回開催しました。

（2）再生可能エネルギーの地産地消・面的利用の推進

快晴日数が日本一という全県的な特性や都市化の進んだ県南地域、農業が盛んな県北地域、森林資源に恵まれた秩父地域など県内各地域の特性を踏まえて、再生可能エネルギーの地産地消を図り、各地域で面的な広がりを持った普及を進めています。

具体的には、太陽エネルギーでは、住宅用太陽光発電の導入を進め、家庭の電力の一部として地産地消しているほか、バイオマスについても、街路樹や公園から出る剪定枝を集約・チップ化し、県内でエネルギー原料として利用する取組を進めています。

2 太陽エネルギーの導入促進

（1）太陽エネルギー利用の普及拡大

住宅用太陽光発電設備の飛躍的な普及拡大を図るため、平成21年度から県独自の補助制度を開始しました。平成23年度当初予算から、既存住宅に絞り補助を行った他、9月補正予算では電力100%自活住宅として既存住宅で4kW以上の太陽光発電設備を設置し、あわせて省エネルギー対策を実施する者に補助を行いました。

平成23年度に県の補助制度を活用して太陽光発電設備を設置した住宅は、6,802件になります。これらによる太陽光発電設備設置による二酸化炭素の年間削減量は約9,400tとなります。これは、約2,100haのブナ林が一年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

県有施設においても率先導入を進め、これまでに県営住宅や県立高校など143（平成24年3月31日現在）の県有施設に太陽光発電設備を設置しました。平成23年度は行田浄水場に出力1,200kWの太陽光発電設備を設置するなど、あわせて13施設に導入し発電を開始しました。県有施設における総発電容量は、一般家庭1,135世帯分に相当する3,972kWとなりました。



写真3-13-1 行田浄水場



写真3-13-2 吉川つばさ保育園

また、太陽光発電に関わるソーラーメーカー、住宅メーカー、金融機関、電力会社、NPO法人などが相互に連携し太陽光発電の飛躍的な普及拡大を推進するため、埼玉県ソーラー拡大協議会を組織しました。

平成23年度は、協議会を1回、共催事業を2回行い、県民に対して昨年作成した「住宅用太陽光発電設備安全・安心設置のための心得と責務」の周知を図るとともに、災害時の太陽光発電の活用方法・注意点を整理しホームページで公表しました。

(2) 市民共同発電事業の拡大

NPO法人や自治会など市民団体等が寄付金を募り太陽光発電設備を幼稚園などの教育施設や公民館などの公共性の高い施設に設置する市民共同発電に対し助成を行いました。

平成23年度は、保育園と福祉サービス施設の計2施設に合計9.6kWの太陽光発電設備が設置されました。

3 バイオマスエネルギーの導入促進

バイオマス活用推進基本法（平成21年9月施行）に基づく国のバイオマス活用推進計画（平成22年12月閣議決定）を踏まえ、平成24年3月「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、間伐材や林地残材、食品廃棄物、家畜排せつ物などの農山村に広く賦存するバイオマス資源について、再生可能エネルギーも含めた利活用促進を図っています。

特に木質バイオマスについては、埼玉エコタウン・イニシアティブプロジェクトの一環として、秩父地域の豊富な森林資源や都市部から発生する剪定枝などから液体燃料「バイオオイル」を製造し、主に、産業分野での熱利用の取組などを進めています。

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637基	58,374基	140,000基	(定義) 居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。 (選定理由) 太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。
再生可能エネルギーの供給量(単位: テラジュール)	3,070TJ ※H21年度値	—	5,600TJ	(定義) 太陽、風力、水力、バイオマスなどの県内の再生可能エネルギーの供給量。 (選定理由) 再生可能エネルギー全体の普及を表す指標として適当なことから選定。

第14節 環境に配慮した交通の実現

》 現況と課題

運輸部門から排出されるCO₂は、本県全体の排出量の4分の1を占めています。

そこで、自動車からのCO₂の排出を削減するため、低燃費車の導入やエコドライブの推進を図るとともに、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車などの次世代自動車の普及を促進することは極めて有効です。特に、今後普及が見込まれる電気自動車は、四輪車だけではなく二輪車や電動アシスト自転車など多様な車両への展開が見込まれ、地域コミュニティとの連携や地域と産業の活性化につなげる方策が期待されています。

また、自動車交通量が増加している一方、公共交通機関の利用者数は減少傾向にある中で、地球温暖化などの環境問題に対応した快適な生活空間を形成していくため、人と環境にやさしいバスなどの公共交通機関を中心とした交通体系の確立に向けて、交通事業者と連携して取り組む必要があります。

》 講じた施策

1 次世代自動車の普及推進

電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）などの次世代自動車の普及を促進するため、事業者向け補助制度や低利融資制度による導入支援を行ったほか、充電インフラなどの基盤整備を実施しました。

また、EV・PHVの初期需要を創出するため、特定地域において車両導入、充電インフラ整備や普及啓発などのモデル事業を集中的に行う国の「EV・PHVタウン」の指定を受け、パークアンドライドと太陽光発電の組み合わせによる実証試験などを通じた普及促進事業を地域と協働で展開しています。

一方、県公用車については、自動車メーカーから無償で貸与されたEV及びPHVを県内各地で実際に走行させ、使い勝手等の検証を行うとともに、継続的な率先導入を図るため、平成23年度には次世代自動車49台を新たに導入しました。

EV・PHVタウン実証試験を地域と協働で実施しています

● パークアンドライドと太陽光発電による実証試験



JR籠原駅前に設置したソーラー充電ステーションを拠点に、自宅から籠原駅までをEV車・PHV車で移動し、充電ステーションに駐車して電車で目的地まで行くパーク&ライドの実証実験を行っています。

● 一人乗り電動カートによる観光地・街なか実証試験



過疎化が進む中山間地でガソリンスタンドに頼らず小回りの効く免許不要の電動カートを活用し、高齢者の移動機会の創出や、観光への利用を推進することにより街の活性化を図っていく実証実験を秩父市内で行っています。

写真3-14-1 EV・PHVタウン実証試験

2 運輸・物流の低炭素化

(1) 自動車地球温暖化対策実施方針の取組の推進

自動車地球温暖化対策実施方針を提出した大規模荷主や大規模集客施設、マイカー通勤が多い事業者に対し、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき立入検査を実施し、自動車から排出される二酸化炭素の削減に向けた取組等の推進を図りました。

(2) 自動車使用から公共交通機関や自転車使用への転換促進

マイカーの利用と比べて鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人当たりのエネルギー消費量が少なく、効率的な交通手段です。これら公共交通機関の利用を促すため、平成23年度は、過度なマイカー利用から公共交通機関への自発的な転換を促すためのモビリティ・マネジメントをはじめとするエコ通勤の取組を御稜威ヶ原工業団地（熊谷市）内の事業所を対象に実施するとともに、路線バスの利便性・快適性の向上を図るために、ノンステップバスの導入に対する助成を47台に行いました。

3 エコドライブの普及啓発

エコドライブは、環境にやさしい運転方法です。エ



写真3-14-2 エコドライブ講習会の様子

コドライブによる燃費改善効果は10数%と見込まれ、県民の3割がエコドライブを実践すると、県全体の二酸化炭素排出量の1%が削減できます。

本県では、地球温暖化の防止と大気環境の改善に効果的なエコドライブを普及・促進するため、自動車関連団体や企業などと連携し、実践的なエコドライブ講習会の開催やイベント時における啓発などを行いました。

平成23年度は、エコドライブ講習会を13回開催し、県内事業者など860名が参加しました。

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) 次世代自動車の普及割合	3.2%	4.7%	13.0%	(定義) 県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)の割合。 (選定理由) 次世代自動車の増加は環境負荷の低い低炭素な暮らしとまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。
エコドライブアドバイザーの認定者数	0人	—	2,500人	(定義) 県又は県が認める団体等が実施するエコドライブ講習会を修了し、一定の成績を修め、エコドライブの普及啓発を進めるエコドライブアドバイザーの認定者数。 (選定理由) エコドライブの普及啓発は、広く事業者や一般県民と連携し、地域や事業所等に広めていく必要があることから、この指標を選定。

第15節 環境に配慮した産業・地域づくり

》 現況と課題

環境問題の解決と経済の安定的成長には、積極的な環境投資による環境ビジネスの推進を図り、環境と経済の好循環を形成していくことが重要で、県が率先して人材交流や推進体制の整備を図っていかなければなりません。また、企業による環境配慮活動を支援するため、環境マネジメントシステムやグリーン購入などを推進し、事業活動における環境負荷軽減に向けた取組を推進していく必要があります。

農業の分野では、自然循環機能などを活用し、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図り、化学合成農薬や化学肥料の使用量の一層の削減を図っていく必要があります。また、農山村の多様な資源の一つである自然環境を活用し、地域農林業の振興を図るため、グリーン・ツーリズムを推進していくことも必要です。

地域づくりでは、環境影響評価制度の適正な運用や景観の保全などを地域と一体となって進めていく必要があります。

》 講じた施策

1 環境ビジネスの振興

(1) 環境ビジネスの情報提供と人材交流の推進

県内経済の活性化と環境保全の両立を図る環境ビジネスを振興するため、環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネス企業間の交流を図る環境ビジネスセミナー（グリーンサロン）を4回開催しました。

(2) 水ビジネス関連企業との官民の推進体制づくり

県内事業者が取り組む水ビジネスの海外展開に向けた方策を検討するため、事業者、関係部局の連携による「ウォータービジネスメンバーズ埼玉」を設立しました。

また、県の水環境に関する国際協力や水ビジネスの海外展開の取組を紹介するホームページを開設しました。

(3) 中小企業の環境ビジネス支援

環境科学国際センターでは、光化学オキシダント対策として揮発性有機化合物（VOC）の排出低減を図る必要があることから、小規模事業所でも導入しやすい安価で軽易なVOC処理システムの開発を目指して民間企業と共同研究に取り組んでいます。平成23年度は、

○環境ビジネスセミナー（グリーンサロン）

第9回 テーマ「水ビジネスセミナー」

開催日：平成23年6月15日

参加者：209名

第10回 テーマ「薄膜太陽光電池」「NAS電池」

開催日：平成23年9月12日

参加者：131名

第11回 テーマ「地中熱利用」

「スマートエネルギーネットワーク」

開催日：平成23年11月9日

参加者：81名

第12回 テーマ「小水力発電」「バイオマス」

開催日：平成24年2月8日

参加者：87名



写真4-15-1 環境ビジネスセミナー

VOC濃度の経時的な変化を測定するとともに、VOC漏えいを抑制する方法について検討を行いました。

産業技術総合センターでは、「環境に優しい安価で高性能な電池の開発」など、環境技術に関する研究を実施しています。また、環境分野における技術支援（技術相談・依頼試験・機器開放・共同研究）も行っています。

また、(財)本庄国際リサーチパーク研究推進機構では、本庄スマートエネルギータウンプロジェクトを発足し、プロジェクト会員企業の技術・ノウハウを活用し地方版スマートシティモデルの構築に取り組みました。また、次世代モビリティ・エリアマネジメント研究会会員企業の新分野進出や販路拡大を支援するため講演会の開催や各種展示会に出展しました。

2 事業活動における環境負荷軽減活動の推進

(1) 環境マネジメントなどの推進

環境マネジメントに積極的に取り組み、二酸化炭素

の排出削減に優れた取組をしている中小規模事業者を県が独自に認証する「エコアップ認証制度」の普及促進を図りました。

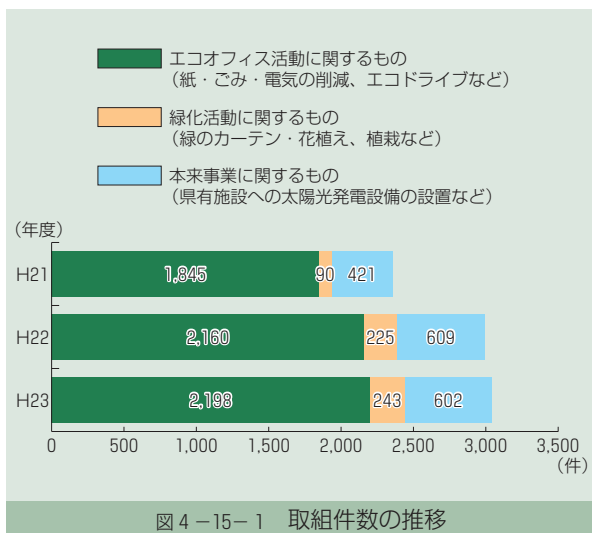
また、県も事業者として環境問題に取り組むため環境マネジメントシステムを導入しています。平成18年度まで本庁のみを対象としISO14001を取得していましたが、平成19年度から施策に環境配慮の視点を加えるとともに、対象を地域機関、県立学校を含めた全ての機関に拡大し、埼玉県独自の環境マネジメントシステムに取り組んでいます。

①オフィスにおける環境配慮

オフィスにおける環境配慮として、電気・コピー（紙）・ごみの削減をはじめとして、マイバッグ・マイボトルの活用や公用車のエコドライブなどのエコオフィス活動に取り組んでいます。

②事業における環境配慮

公共事業などの各施策についても環境配慮に取り組んでいます。県有施設への太陽光発電施設の設置、エコ資材の導入促進のほか、渋滞緩和によるCO₂発生削減につながるバイパス整備事業を進めています。



(2) グリーン購入の推進

県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を

定め、古紙配合率が高い用紙類や省電力タイプの照明器具を購入するとともに、公共工実施の際は環境への負荷低減効果が認められるものを使用するなど、率先して環境負荷の低減に資する物品やサービスの調達に努めてきました。

平成13年4月のグリーン購入法の施行を踏まえ、「埼玉県グリーン調達推進方針」を平成14年3月に策定し、毎年度改定を行っています。平成23年度は、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達物品にコンクリート塊再生骨材混入コンクリートを新たに追加するとともに、家電製品（電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座）、エアコンディショナー、照明（LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、電球形状ランプ）、設備（日射調整フィルム）、公共工事資材（高日射反射塗料、ビニル系床材）、役務（印刷）を調達する際の判断基準を改定しました。平成24年3月現在、特定調達物品は、19分野247品目となっています。

3 環境に配慮した農業の振興

(1) 化学合成農薬及び化学肥料の使用量削減

環境にやさしい農業と安全・安心な農産物の安定供給の実現に向け、化学合成農薬と化学肥料の50%削減（平成7年度比）を目標とした「彩の国有機100倍運動」を平成9年度から県民運動として展開してきました。この有機100倍運動を推進するため、生産者等の資質向上を目的とした研修会を開催し、理解促進を図りました。

また、各種の病害虫防除技術を組み合わせた先進的な防除対策（IPM）を実践することにより、農薬使用量の削減に取り組むモデル的な生産者団体に対し支援を行いました。

(2) 地産地消の促進

「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会を開催し、県域・地域における活動実績や推進方向の確認を行いました。

県産農産物を積極的に利用している小売店等を「県産農産物サポート店」として登録するとともに、県ホームページなどに掲載し、サポート店のPRと県産農産物の利用拡大を図りました。（平成23年度末現在：1,700店舗）

主原料に100%県産農産物を使用し、県内で製造された良質な加工食品を「ふるさと認証食品」として認証することを進めるとともに、県ホームページ等でPRすることで、県産加工食品及び県産農産物の評価向上と需要拡大を図りました。（平成23年度末現在：359商品）

いつでもどこでも県産農産物を購入できるよう、量販店等に県産農産物コーナーの設置を推進しました。（平成23年度末現在：426店舗）

食に関する知識や技術を持つ人を「食育ボランティア」として登録し、地域活動の場などでの食育活動を支援しました。（平成23年度末現在：818人・団体）

4 再生可能エネルギーの活用と環境負荷の軽減に寄与する産業の集積促進

農山村バイオマスの利活用の推進

県ホームページや講習会、研修会等で農山村バイオマス利活用や食品ロスに関する情報提供を行いました*。

- ※・県政出前講座1回 シンポジウム1回（100人）
 - ・彩の国食と農林業ドリームフェスタ出展
 - ・食品ロス削減啓発チラシの作成、配布（1,000部）

また、農業ビジネス支援課内に「農山村バイオマス利活用相談窓口」を設置するとともに、シンポジウムやドリームフェスタの展示ブースにおいて、県民や事業者からの相談に応じました。（相談件数 延べ60件）

5 環境影響評価制度の推進

県では、昭和56年2月、「環境影響評価に関する指導要綱」を制定し、同年6月から環境影響評価制度を運

用してきました。その後、その運営をより公正・確実なものとするために条例化を図り、平成6年12月に「環境影響評価条例」を公布、翌7年12月から施行しています。さらに、平成14年4月から「戦略的環境影響評価実施要綱」に基づき計画等の立案段階において、幅広く環境配慮のあり方を検討しています。

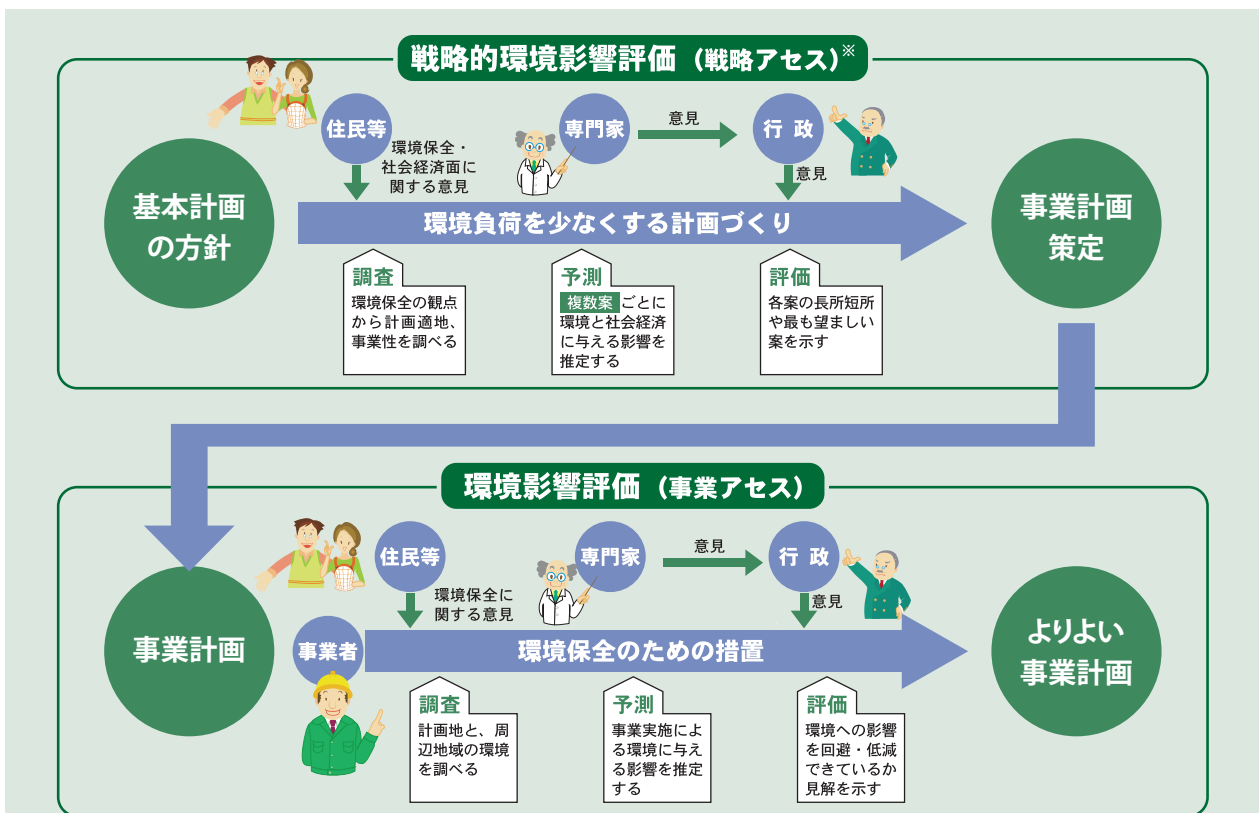
平成23年度末までの手続件数は、法によるもの4件、条例によるもの23件でした。

また、要綱に基づく戦略的環境影響評価は平成23年度末までに、「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想」「圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画」「圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想」等5件について実施しました。

6 グリーン・ツーリズムの推進

(1) グリーン・ツーリズム関連情報の収集及び発信

関連情報を収集・整理し、ホームページ等を活用するとともに、各種イベントなど多様な機会を捉えて情報を発信しました。また県内関連情報を掲載したグリーン・ツーリズムマップを多くの方に手に取ってもらえるよう、実験的にコンビニなどにも設置しました。



本制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、これを公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聴き、これを事業計画に反映させることにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度です。

※県が策定する計画が対象。市町村が策定する計画も市町村の同意があれば適用。

図4-15-2 環境影響評価制度の仕組み

(2) 広域的ネットワークの構築、担い手育成などの支援

都市住民等が様々な余暇活動を楽しめる都市農村交流イベントや農業体験の受入れ体制づくりを行う団体を支援しました(2団体)。

また、グリーン・ツーリズムに係る情報発信や人材育成等の取組を通じ、ビジネスとして成立するグリーン・ツーリズムの仕組みづくりに取り組む団体を支援しました(1団体)。

7 歴史・文化的環境及び景観の保全

(1) 史跡・名勝・天然記念物などの指定

埼玉県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、新



写真4-15-3 新指定文化財：県指定天然記念物「荒川の青岩礫岩」

たに「荒川の青岩礫岩」(寄居町)など3件を県の文化財に指定しました。

また、将来の指定に向けて、10件の候補について、埼玉県文化財保護審議会委員による調査・検討を行いました。

国・県指定文化財を後世に伝えるため、所有者等が行う46件の文化財保護事業に対し補助金を交付しました。国指定史跡「黒浜貝塚」(蓮田市)、県指定史跡「滝の城跡」(所沢市)、県指定天然記念物「密蔵院のイチョウ」(吉川市)など。

県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」を中心とする三富新田地域の文化的景観を保全・活用していくため、その歴史的価値と現在の意義、保全の必要性について普及・啓発することを目的に、地元5市町と協力して4コースの「三富文化財ウォーキングマップ」を作成し、県民に配布しました。

(2) 地域の特性を生かした景観づくりの推進

河川をテーマにした「新河岸川広域景観形成プロジェクト」、旧街道をテーマにした「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」を通して地元NPO等と協働し、景観に対する意識を向上させるための啓発イベントを行いました。また、まちづくりの自主ルールである景観協定の作成について、市町の担当者と勉強会を開催し研究しました。

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
環境ビジネス関連セミナーの参加企業数	349社	551社	580社	(定義) 県で実施する環境ビジネス関連セミナーや交流会への参加企業数。 (選定理由) 環境ビジネスの振興を図るため、産学官、企業間等のネットワーク形成に取り組んでいくことから、この指標を選定。
(再掲) 住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637基	58,374基	140,000基	(定義) 居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。 (選定理由) 太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。
(再掲) 再生可能エネルギーの供給量 (単位：テラジュール)	3,070TJ ※H21年度値	—	5,600TJ	(定義) 太陽、風力、水力、バイオマスなどの県内の再生可能エネルギーの供給量。 (選定理由) 再生可能エネルギー全体の普及を表す指標として適当なことから選定。

第16節 連携・協働による取組の拡大

》 現況と課題

里山に代表される自然環境を保全・再生するためには、県民、市民団体、企業、教育機関、行政などあらゆる主体が連携・協働して進めて行くことが重要です。このため、県が積極的に連携・協働の体制づくりを支援していかなければなりません。

また、地域における様々な主体の自立的な環境保全活動を支援するほか、九都県市などと広域的な連携も進め、複雑で多様化した環境問題を解決していく必要があります。



写真4-16-2 彩の国ロードサポート団体

》 講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 地域が主体となった環境保全活動の推進

(1) 生物多様性保全活動団体の活動支援

ムサシトミヨなど希少野生動植物の保護、外来生物の駆除や生き物モニタリング調査などそれぞれの地域で生物多様性保全活動を行っている団体への支援を行い、県民参加による生物多様性保全活動を進めています。



写真4-16-1 生物多様性保全活動

(2) 地域の清掃活動団体の活動支援

ごみ散乱防止の普及啓発や事業者、関係機関との推進体制の整備を促進するため、ボランティア清掃活動団体の活動を支援しています。平成23年度末の登録団体数は330団体です。

(3) 彩の国ロードサポート団体の活動支援

快適で美しい道路環境づくりを推進するため、彩の

国ロードサポート団体の活動を支援しています。

団体へのお知らせや活動団体の紹介を行うロードサポートニュースの発行を行ったほか、美化（花植え）活動団体を対象に、花苗を長く美しく保つ方法や種から育てる方法についての講座を開催しました。

また、8月には、「道路ふれあい月間」などにちなんだイベントを通じて、ロードサポートの普及・啓発活動を行いました。更に、2月には「道路愛護の集い」の中で、優れた活動をされた団体の表彰や活動内容の発表を行い、道路愛護思想の普及啓発を図りました。

(4) 地域エコマネー制度の県内各地域への拡大

地域における地球温暖化防止の取組を促進することを目的に、「地域エコマネー制度」（地域において環境に配慮した行動にポイントや地域商品券等の地域通貨を交付し、それらを値引きその他の特典と交換する制度）の導入等を行う団体に対し、補助金を交付しました。

・平成23年度助成団体：2団体

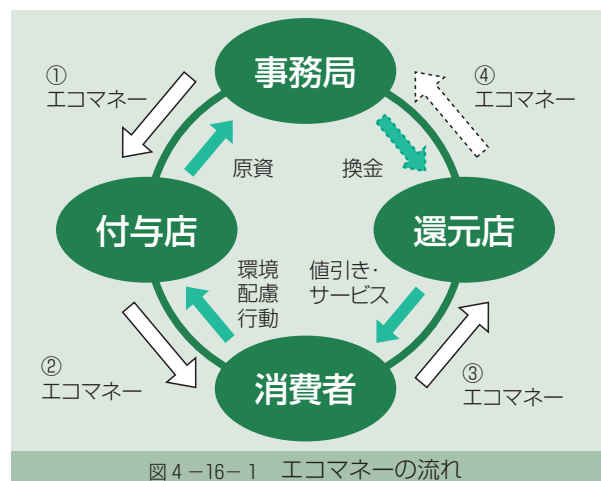


図4-16-1 エコマネーの流れ

2 企業、学校、市町村と連携した環境保全への取組の推進

(1) 企業や団体と連携した廃棄物の不法投棄防止の推進

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

運送業をはじめとする企業、組合など23の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。

(2) 企業と連携したレジ袋削減の推進

ごみを出さないライフスタイルへ転換するため、マイバッグを持参してレジ袋を辞退する「マイバッグ持参運動」を推進しています。レジ袋の使用削減に取り組む事業者と協力して、マイバッグマナーポスターを掲示するなど啓発を行いました。



写真4-16-3 マイバッグマナーポスター

(3) ボランティアや企業と連携した環境学習の一層の推進

地域における自主的な環境保全活動を推進するため、住民団体などが開催する研修会や講演会に「環境アドバイザー」を派遣しました。平成23年度のアドバイザー登録者数は72名、派遣件数95件、受講者数8,064名でした。

また、小・中・高等学校における環境学習や、こどもエコクラブ・こども会などの環境学習に「環境教育アシスタント」を派遣しました。平成23年度の環境教育アシスタント登録者数は97名、派遣件数67件、受講



写真4-16-4 環境学習応援隊による出前授業風景

者数5,151名でした。

さらに、企業のもつノウハウや環境学習プログラム、学習教材などをご提供いただき、総合的な学習の時間や理科、社会科、家庭科などの授業で取り組む環境学習の支援として、「環境学習応援隊」を派遣しました。平成23年度の環境学習応援隊企業登録者数は23社、派遣件数29件、受講者数1,717名でした。また、「環境学習応援隊」登録企業の開拓に努め、新規に3企業に登録いただきました。

3 広域的な連携の推進

環境問題への取組は、本県だけでなく、首都圏の各自治体と連携して取り組むことで、より効果的で効率的に対応することができます。このため、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で連携し、3Rの普及促進などの広域的な取組を行っています。

平成23年度においては域内に本拠地を置くJリーグ10チームの協力を得て、マイボトル使用を呼びかけ、特にリデュース・リユースに対する啓発などを行いました。



写真4-16-5 マイボトル啓発用ポスター

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) 希少野生動物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	48団体	200団体	(定義) 希少野生動物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。
(再掲) 希少野生動物の保護増殖箇所数	54か所	60か所	90か所	(定義) 希少野生動物の保護に関する条例で、県内希少野生動物に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動物に指定されている種を保全していくためには、保護増殖の取組を推進していく必要があることから、この指標を選定。
(再掲) 県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	400km	550km	(定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。
(再掲) 彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77団体	122団体	200団体	(定義) 緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 (選定理由) 緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。
地域清掃活動団体の登録数	327団体	330団体	530団体	(定義) 地域環境の保全や美化に取り組んでいるNPOや企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。 (選定理由) 地域の美化活動状況を示す数値であることから、この指標を選定。
彩の国ロードサポーター団体数	531団体	603団体	780団体	(定義) 美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の美化活動に取り組む制度に認定している団体数。 (選定理由) 多くの県民が道路の清掃美化活動に参加することで、美しい道路環境づくりが推進されるとともに道路愛護精神の向上が図られることから、この指標を選定。
(再掲) 県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18団体	23団体	36団体	(定義) 業務中に発見した不法投棄を県等に通報する協定を締結した民間団体の数。 (選定理由) 不法投棄を撲滅するためには、行政だけでは十分な効果を上げるには限界があることから、民間団体からの情報提供が重要となるため、この指標を選定。
(再掲) レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375店舗	382店舗	760店舗	(定義) 廃棄物の発生抑制対策の象徴的な取組であるレジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数。 (選定理由) 県内のレジ袋削減の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。
(再掲) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	191回	280回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。

第17節 環境を守り育てる次世代の人材育成

》 現況と課題

複雑で多様化する環境問題を解決していくためには、県民、市民団体、企業、教育機関、行政など全てが環境とのかかわりを正しく理解し、これまでのライフスタイルや事業活動を見直すことが不可欠です。私たち一人一人が環境とのかかわりについて、理解と知識を持ち、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動へと実践に移していく必要があります。

県では、「環境アドバイザー」、「環境教育アシスタント」、「環境学習応援隊」の各制度を活用して環境教育を推進するほか、環境学習に取り組む学校、市民団体を支援しています。また、環境科学国際センターにおいては、実践的な環境保全活動に結びつくよう各種講座の開催など環境学習の機会を提供しています。

また、ライフスタイルの変化から、学校、家庭、地域や職場において自然に親しむ機会が失われつつあります。身近な自然を将来に残していくためにも、一人一人が自然環境について考え、美しい景観、多様な生物に育まれた自然を実感することも必要です。特に次世代を担う子どもたちが、自然に触れ体験できる機会を増やしていく必要があります。

》 講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 環境学習の機会の拡大

(1) ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

地域における自主的な環境保全活動を推進するため、住民団体などが開催する研修会や講演会に「環境アドバイザー」を派遣しました。平成23年度のアドバイザー登録者数は72名、派遣件数95件、受講者数は8,064名でした。

また、小・中・高等学校における環境学習や、子どもエコクラブ・子ども会などの環境学習に「環境教育アシスタント」を派遣しました。平成23年度の環境教育アシスタント登録者数は97名、派遣件数67件、受講者数5,151名でした。

さらに、企業のもつノウハウや環境学習プログラム、学習教材などをご提供いただき、総合的な学習の時間や理科、社会科、家庭科などの授業で取り組む環境学習の支援として、「環境学習応援隊」を派遣しました。平成23年度の環境学習応援隊企業登録者数は23社、派遣件数29件、受講者数1,717名でした。

(2) 子どもの自主的な環境活動の支援

小中学校や子どもエコクラブを対象に、環境学習に

関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成(「地球にいいことチャレンジ事業」)しました。平成23年度は、助成件数35件、7,207,500円助成金を交付しました。

環境に配慮したライフスタイルを定着させ、低炭素社会を担う人材を育成するため、小中学校や子どもエコクラブの活動を支援しました。次世代を担う子どもたちに対し、環境活動や環境学習の機会を提供し、日常生活において環境を大切にすることを意識づけを目指しました。



写真4-17-1 子どもエコクラブの活動風景

また、子どもエコクラブの活動展示、活動発表の機会をつくるものとして「子どもエコクラブフェスティバル」を12月に開催するとともに、全メンバーに情報紙を1万2000部配布するなど取組の活性化を図りました。なお、「子どもエコクラブフェスティバル」は「ストップ温暖化SAITAMAフェア」と合同開催し、387名の参加者がありました。

(3) 環境科学国際センターによる各種公開講座や彩の国環境大学の実施

環境科学国際センターでは、子どもから大人まで、環境問題に興味を持ち、気軽に楽しく環境学習ができ



写真4-17-2 チャレンジエコドライブで学習

るよう体感型展示施設を開設しており、平成23年度には42,608人の利用者がありました。また、試験研究機関の特色を活かし、研究員の活用も図った各種講座を開催し、平成23年度は延べ3,225人の参加者がありました。



写真4-17-3 公開講座(川の生物で環境調査をしよう)

さらに、環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成するため、環境に関する広範かつ専門的な講義を行う彩の国環境大学を開催し、平成23年度は基礎課程に58人、実践課程に41人、合計99人が受講しました。



写真4-17-4 彩の国環境大学

(4) 自然の博物館による学校支援、レファレンス対応の充実

「過去から未来へ 埼玉3億年の旅 そして自然と人との共生」をテーマとした常設展、「多様な埼玉の生きもの」をテーマにした収蔵資料を活用した企画展等を通じ、観覧者に対して県内の自然環境について学習する機会を提供しました。23年度は9月から施設改修のため休館となりましたが、4月から8月までの期間に、学校利用64校5,364名を含む39,914名の観覧がありました。

川の博物館の特別展の企画や、県内各地の博物館・社会教育施設における共催展を通じて、広く県民に対して自然環境に関する学習の機会を提供しました。

「カエデ&もみじ -埼玉の山はカエデの宝庫」(埼玉

県自然学習センター)、「特定外来動物にご注意 アライグマとカミツキガメ」(春日部市郷土資料館)、「雑木林と春の息吹」(三芳町立歴史民俗資料館)、「森の賢者 狭山丘陵のフクロウ展」(いきものふれあいの里センター)、「埼玉の希少植物」「虫たちの素顔」(県庁渡り廊下) ほか。

学校等に出向いて理科や総合的な学習の時間などを支援する出張授業や体験学習等の支援を、53件2,863名に対して行いました。また、県政出前講座など、自然学習に関する講座を29件976名に対して実施しました。

学校・社会教育施設における自然学習の指導者を養成するため、「授業に役立つ自然史体験講座」を開催し、また各種教員研修等への支援を行いました。295名の教員・公民館等職員の利用がありました。

県民、来館者、マスコミ等から寄せられる自然環境に関する疑問に対して、自然科学の専門家として回答しました。レファレンス対応件数535件(電話・メール・来館)。

野外観察会や博物館における体験学習、研究発表会等を通じて、県民に自然とのふれあいや学習の機会を提供しました。

自然工房・体験教室・自然史講座7回243名、野外観察会8回118名、友の会観察会5回106名、研究発表会2回37名、ふれあいトーク16回510名、県民の日・地質の日・国際博物館の日記念事業3回1,964名。

2 自然とのふれあいの推進

(1) 自然体験・学習施設の利用促進

自然とのふれあいのための施設を設置しており、平成18年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行うとともに、自然観察会など生物多様性の保全に関する事業等を実施しました。



写真4-17-5 自然観察会



写真4-17-6 野あそび教室



写真4-17-7 彩の国ナチュラリスト研修会

(2) 自然公園、自然歩道などの利用促進

県内の自然公園における歩道や園地などの施設については、利用者が安心して快適に利用できるよう適正な管理を行いました。また、自然の大切さや仕組みを学ぶことを支援・指導する役割を担う指導員の育成と

その活動支援を行いました。「彩の国ナチュラリスト」は、自然とのふれあいを通じて自然の大切さや仕組みを学ぶことを支援するボランティアで、平成23年度末現在登録者数は、335人でした。

施設名・施設の案内	主な事業実施状況（平成23年度）
<p>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園（北本市） 平成4年開設。北本自然観察公園は、都市に自然を呼び戻し、身近な自然とふれあえる都市公園（アーバンエコロジーパーク（自然生態観察公園））。自然学習センターは北本自然観察公園内にあり、自然について学習し理解を深めるための施設。館内観察ロビーからは望遠鏡を使って公園内の生き物を観察できる。 指定管理者：（財）埼玉県生態系保護協会</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然観察会 121回 2 自然工作教室 61回 3 自然に親しむイベントデー 7回 4 自然観察オリエンテーリング 6回 5 やわらかテーマから考える「環境かみしばい」 62回 6 キッズ生きもの研究室 7回 7 すくすくクラブ～自然の中で子どもと過ごすための講座 3回 <p>【H23入館者数：77,730人】</p>
<p>埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（所沢市） 平成6年開設。狭山丘陵の身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さ、自然と人とのかかわりを考える施設。センターエリアの他、それぞれのテーマを持つ5か所の自然観察スポットがあり、歩きながら自然とふれあうことができる。 指定管理者：（公財）トトロのふるさと基金</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然観察会 13回 2 ガイドウォーク 20回 3 里山体験講座 9回 4 里山維持管理に関する講座 4回 5 いきふれ探検 16回 6 狭山丘陵ウォーキング 4回 7 歴史陽だまり散歩 2回 8 フクロウ展連動企画講座 2回 <p>【H23入館者数：25,328人】</p>
<p>さいたま緑の森博物館（入間市・所沢市） 平成7年開設。狭山丘陵の雑木林や湿地など自然そのものを野外展示物として、エリア内の自然観察路を散策しながら自然とふれあい、観察できる施設。 指定管理者：（株）自然教育研究センター</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然観察会 9回 2 親子わくわく自然体験 12回 3 集まれジュニアレンジャー 2回 4 里山体験教室「雑木林の管理を体験しよう！」 4回 5 食育体験教室「お米を育ててみよう！」 7回 6 食育体験教室「畑で野菜を作ろう！」 7回 7 緑の森フェスタ 2回 8 みどり森ふれあい朝市 6回 <p>【H23入館者数：33,083人】</p>

表4-17-1 自然とのふれあい施設の整備・運営状況

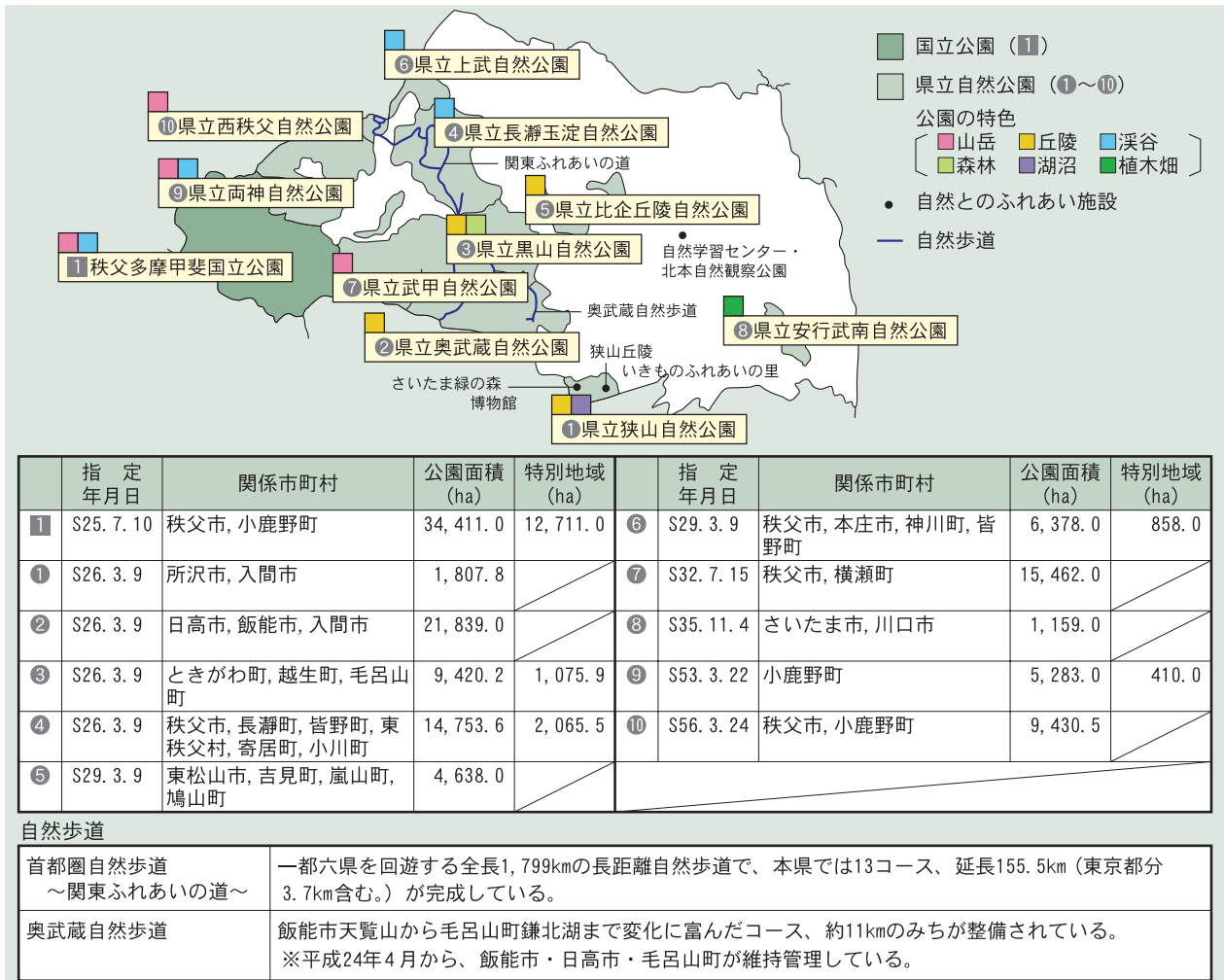


表4-17-2 埼玉県内の自然公園等

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	191回	280回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。
環境科学国際センター展示館の入館者数(平成12年度からの累計)	536,931人	579,539人	807,000人	(定義) 環境科学国際センター展示館の平成12年開設時からの入館者数。 (選定理由) 児童・生徒をはじめ広く県民が、環境問題に興味を持ち、気軽に楽しく学習できる場を提供することは重要であるため、展示館入館者を指標として選定。

第18節 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

》 現況と課題

1 環境科学・技術の振興

複雑・多様化した環境問題に県民・事業者・NPO・行政などが、連携・協働して取り組んでいくためには、環境問題の現状や取組に関する情報を提供するとともに、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興が不可欠となっています。

このため県では、平成12年4月に開設した環境科学国際センターを中心に、環境情報の提供を進めるとともに、各種調査・研究による環境科学の振興に積極的に取り組んでいます。

引き続き、多様化する環境問題に適切に対応するため、環境に関する総合的・学際的な「環境科学」の視点から、身近な生活環境から自然環境まで広い範囲を対象とした時宜に応じた環境情報の収集や提供と環境科学の一層の振興を図る必要があります。

2 国際協力の推進

公害問題を克服してきた日本の地方自治体が持っている経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている国や地域には非常に有益です。また、気候変動のような地球環境問題への対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。

このようなことから、本県は諸外国の環境改善に役立つように海外機関への技術支援、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動を推進しています。

るセンター講演会を平成24年1月に開催したほか、年4回ニュースレターを発行し、研究内容などの情報を広く県民に向けて発信しました。

(2) 自然史標本の収集及び登録と生物多様性標本情報データベースへの情報提供及び公開

植物標本や昆虫標本、動物はく製の自然史標本は、ある時代、ある地域の自然環境の状態を物語る証拠資料であり、レッドデータブック作成の際などにも、過去の分布を明らかにしたり、区別の難しい種を再検討したりする上で、重要な役割を果たしています。自然の博物館では、このような自然史資料の収集・整理を日常的に行い、平成23年度には2,849件の資料を登録しました。

収蔵標本を良好な状態で保管し後世に伝えるため、温湿度管理やIPMと呼ばれる総合的病害虫管理によって収蔵庫の適切な管理を行いました。また、収蔵資料を有効に活用するため、1,876点を展示に利用し、80点を館外における学習活動等に貸出し、112点を学術研究等の特別利用（熟覧・撮影等）に供しました。

県民に郷土埼玉の生物多様性について理解を深めてもらうため、また国際的な生物多様性情報データベース構築の取組に協力するため、自然の博物館が収蔵している標本の情報65,350件を地球規模生物多様性情報機構（GBIF）に提供しました。これにより地球規模生物多様性情報機構（<http://data.gbif.org/>）や国立科学博物館が管理しているサイエンスミュージアムネット（<http://science-net.kahaku.go.jp/>）のホームページから、県内外の自然史標本の情報に誰でもアクセスできるようになりました。

収集した自然環境に関する資料・情報を正しく理解し、またその価値を明らかにして県民に伝えるため、分野ごとに研究テーマを設定し、埼玉の自然及び自然と人との関わりに関する調査研究をすすめました。23年度は、原著論文5編と短報3編を掲載した『自然の博物館研究報告第6号』を刊行し、2回の研究発表会において計12件の研究発表を行い、またそれぞれの専門分野で23件の学会発表・報文の公表を行いました。

2 産学官と交流及び連携した共同研究の推進

環境科学国際センターでは、大学、企業、国立環境研究所、県試験研究機関と連携した共同研究を行っています。平成23年度は、中小企業でも取り組みやすい揮発性有機化合物（VOC）対策に関する研究を民間企業や大学と共同して推進するなど、延べ41の大学、国の研究機関及び企業と共同研究を行いました。

》 講じた施策

（第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照）

1 環境情報の収集及び提供

(1) 試験研究や地質地盤情報などの環境情報の発信

適切な環境保全対策を図るため、各種環境情報システムにより、大気、水質、地質地盤、自然等に関する環境情報を収集・整理しました。これらの環境情報は、県民・事業者・市町村・教育機関・NPO等のニーズに対応するため、ホームページ、各種パンフレット・リーフレットなど様々な広報媒体を活用し、情報の提供を行いました。

特に、環境科学国際センターでは、環境情報の収集・発信拠点として、環境情報・試験研究などの各種関連情報をホームページに登載（平成23年度アクセス数112,315件）するとともに、研究員が研究成果を発表す

3 海外の研究機関等との共同研究、人的交流の推進

(1) 海外研究機関等と協力した調査試験分析や研究発表などの実施

環境科学国際センターでは、中国上海大学と中国各地のごみ焼却灰のダイオキシン類分析に関する共同研究を行うなど、海外の研究機関等との共同研究を推進しました。また、延べ44人の研修員を海外に派遣するとともに、41人の研究員・研修員・視察を受け入れるなど人的交流の推進を図りました。

(2) 国際学会における研究発表の推進

環境科学国際センターでは、アメリカ地球物理学連合秋季大会やベルギーで開催されたダイオキシンシンポジウムなど、海外の様々な学会やセミナー等に研究員を派遣して、研究成果の発表等を行いました。

4 環境技術の提供による国際貢献

(1) 海外からの研修員の受入れ

環境科学国際センターでは、姉妹友好州省である山西省の環境改善に協力するため、平成23年度も2名の研修員を受入れました。また、平成21年度に山西省と締結した「環境分野における技術交流に関する合意書」に基づき、廃棄物管理対策を課題とする技術支援のため、平成23年11月に5名の研究員・研修員の受入れを

行いました。

(2) 海外研究機関等と共同した環境技術に関する技術支援

スリランカにおける廃棄物処分場の汚染防止と修復技術の構築に関する国際共同研究に参加し、スリランカ各地の廃棄物処分場の現地調査を行いました。

(3) 海外における環境技術研修の実施

環境科学国際センターでは、海外の公的機関からの要請に基づき、環境保全技術を習得するための日中環境技術セミナーを10月に中国貴州省で実施しました。中国国内からは113名の参加がありました。日本企業も12社が参加し、現地でビジネス展示会を開催しました。



写真 4-18-1 国際環境技術セミナー

》 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H23年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
環境科学国際センターの共同研究数 (平成12年度からの累計)	236件	277件	390件	(定義) 環境科学国際センターにおける大学や企業等との共同研究の数。 (選定理由) レベルの高い研究や技術開発を推進するためには、大学や企業等との研究交流が重要であるため、この指標を選定。
環境科学国際センター研究発表数 (平成12年度からの累計)	1,464件	1,680件	2,430件	(定義) 環境科学国際センターにおける学会等での年間研究発表数。 (選定理由) 研究成果の普及による社会貢献を推進するためには、着実に研究成果を発表していくことが重要であるため、この指標を選定。
海外からの環境分野の研修員などの県受入者数 (平成12年度からの累計)	210人	251人	365人	(定義) 環境科学国際センターにおける海外からの環境分野の研修員等の県受入者数。 (選定理由) 海外からの訪問者数は、研究機関として国際的に認知された証明の1つであるため、この指標を選定。
海外との環境分野の交流のための県派遣者数 (平成12年度からの累計)	213人	257人	365人	(定義) 環境科学国際センターにおける海外との環境分野の研究交流のための県派遣者数。 (選定理由) 海外への研究員派遣者数は、環境科学国際センターの機能の環境面における国際貢献の指標の1つであるため、この指標を選定。

○ 放射性物質による環境汚染への対応

》 現況と課題

放射線の状況

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲の環境汚染をもたらし、その影響は約200km離れた本県にまで及びました。県では、放射線の監視体制の強化と低減化に努めるとともに、平成24年度から環境政策課に放射線対策担当を新設し迅速でわかりやすい情報発信に取り組んでいます。

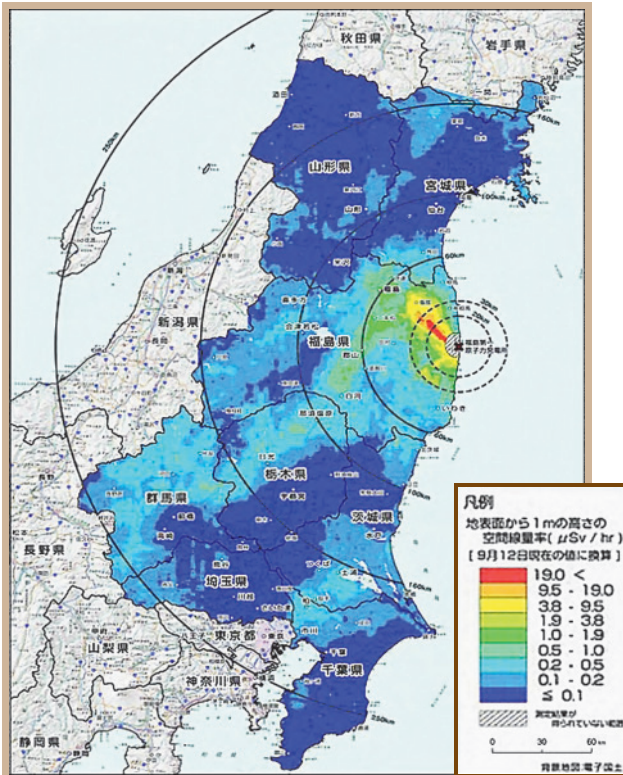


図1 平成23年9月12日現在の空間放射線量(地表1m)の状況

出典：文部科学省 航空機モニタリングの測定結果

》 講じた施策

1 空間放射線量等の監視

①モニタリングポストによる空間放射線量の連続監視
 さいたま市(衛生研究所)の1か所に設置していたモニタリングポストを、平成24年3月に熊谷市(熊谷地方庁舎)、秩父市(秩父地方庁舎)、加須市(環境科学国際センター)、狭山市(狭山保健所)及び三郷市(三郷高校)の5か所に増設し、県全体を6か所のモニタリングポストで監視する体制を整備しました。本

県の6か所をはじめ全国のモニタリングポストの空間放射線量のデータについては、文部科学省ホームページ「放射線モニタリング情報」においてリアルタイムで公表しています。

6か所のモニタリングポストのうち三郷市を除く5か所の空間放射線量は、平成24年4月において毎時0.045マイクロシーベルトから0.084マイクロシーベルトでした。これは、事故以前の平成22年度におけるさいたま市の状況(0.031~0.060)とほぼ同程度です。また、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点

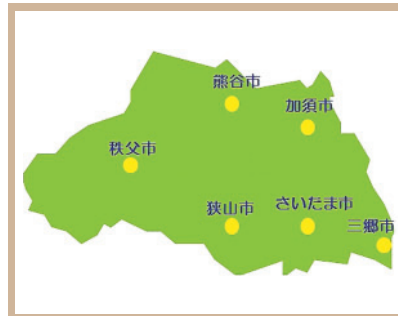


図2 モニタリングポストの設置状況

調査地域に指定されている三郷市の空間放射線量は毎時0.164マイクロシーベルトから0.182マイクロシーベルトで他の5か所よりやや高めとなっています。



写真1 モニタリングポスト

②学校校庭や公園などの空間放射線量の定点測定

平成23年7月から10月まで、学校校庭や公園など県内116か所を対象に空間放射線量を測定しました。また、11月から測定地点を24か所に絞って空間放射線量の監視を継続しています。

空間放射線量は徐々に低下する傾向にあり、平成24



写真2 空間放射線量の測定

年3月以降、除染の基準となる毎時0.23マイクロシーベルトを超過する地点はなくなりました。

表1 空間放射線量の測定箇所

さいたま市	春野中学校
川越市	上戸小学校
熊谷市	中条小学校
川口市	鳩ヶ谷小学校
秩父市	大滝小学校
秩父市	秩父特別支援学校
所沢市	若松小学校
飯能市	吾野小学校
加須市	加須北中学校
本庄市	中央小学校
東松山市	大岡小学校
春日部市	藤塚小学校
深谷市	明戸小学校
北本市	中丸東小学校
八潮市	八潮南高校
三郷市	県営みさと公園
吉川市	吉川高校
比企郡滑川町	福田小学校
比企郡川島町	八ツ保小学校
秩父郡横瀬町	横瀬小学校
秩父郡皆野町	皆野小学校
秩父郡小鹿野町	小鹿野小学校
秩父郡東秩父村	東小学校
南埼玉郡宮代町	百間小学校

③ 飲料水や食品中の放射性物質の検査

平成23年3月から県内5か所の浄水場（大久保、庄和、行田、新三郷及び吉見浄水場）で、毎日、水道水中の放射性物質を検査し安全性の確認を行っています。

また、米、野菜、茶などの県産農産物中の放射性物質の検査も実施しています。平成23年度は暫定規制値を超過した茶の製造者に対して製品の回収と廃棄を要請しました。

2 空間放射線量の低減対策

平成23年10月から平成24年1月にかけて、県有施設272施設（学校178、公園30、その他64）の空間放射線量の測定を実施し、局所的に毎時1マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を実施しました。

また、平成24年4月には、放射性物質汚染対処特措法で汚染状況重点調査地域に指定された三郷市、吉川市のうち、除染の基準となる毎時0.23マイクロシーベルトを超える数値が測定された三郷特別支援学校のグラウンドについて除染を実施し空間放射線量の低減に取り組みました。

三郷特別支援学校の除染作業

(1) 除染作業の実施期間

平成24年4月19日から21日

(2) 除染方法

- ・校庭の芝地部分を約2cm深刈りし除去しました。
- ・除去した芝と土壌の混合物は敷地内に埋設保管しました。

(3) 除染作業実施前後の空間放射線量

単位：マイクロシーベルト/時

	測定日	最高値	最低値	平均値
除染前	H24.4.16	0.37	0.13	0.232
除染後	H24.4.25	0.19	0.11	0.144

(平均値は地上50cmのグラウンド5地点の平均)

写真3 除染作業写真



除染前



除染後



深刈り



埋設保管

作業の様子

環境管理事務所の取組

地域の自然特性や生活環境、地域住民のニーズ等、地域の環境の状況を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

●主な業務内容

鳥獣の保護／野鳥の違法捕獲、飼育の取締／緑化の推進／緑のトラスト運動の推進／ディーゼル車の排出ガス規制／自動車の使用管理についての確認／アイドリング・ストップの推進／アスベスト除去工事の立入検査／水質事故の対応／工場・事業場の立入検査／里川づくり県民推進事業の展開／産業廃棄物処理業の許可／廃棄物処理の監視指導／土砂対策

中央環境管理事務所（地図①）

管内は、本県の人口及び事業所数の3分の1を占め、県内で最も都市化が進んでいる地域です。温室効果ガス排出量も県全体の3割近くを占めています。一方で、見沼たんぼ、武蔵野の雑木林などをはじめ豊かな自然環境にも恵まれています。

荒川、芝川など大小さまざまな河川が流れ、住民参加による保全活動も盛んです。鴨川流域（上尾市）では、地域に親しまれる里川づくりを目指して、河川愛護団体と連携して環境学習を4つの小学校で実施しました。児童たちは、生き物や川の観察、簡単な水質検査に熱心に取り組みました。また、住民、河川愛護団体、地元企業の従業員の方々と夏と冬の2回にわたり清掃活動「鴨川クリーン作戦」を行いました。



鴨川流域での環境学習

西部環境管理事務所（地図②）

■自然環境の保全

管内は、武蔵野の平地林や狭山丘陵などの貴重な自然景観に恵まれた地域であることから、ふるさと緑の景観地（15か所）の保全や緑化の推進、関東ふれあいの道（6コース）の巡視・補修などに努めています。

■地域と一体となった里川づくり

所沢市の柳瀬川上流域において、河川愛護団体、自治会、中学校と連携して「人との関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる水辺」づくりに取り組みました。流域住民の皆様と協力し柳瀬川水質浄化作戦として、生活排水対策一斉取組や河川清掃、環境学習を実施しました。



所沢市立上山口中学校での環境学習

東松山環境管理事務所（地図③）

管内は、本県のほぼ中央に位置し、荒川流域の低地から西に丘陵地、外秩父山地へと続く埼玉県を縮小したような地域となっており、多彩な自然環境に恵まれています。

平成22年度から東松山市の北東部を流れる新福川において、地域住民の方々と連携して川の再生に取り組んでいます。

平成23年度は、流域のゴミ拾いや草刈り、木炭設置による河川の浄化、アクリルタワシなどを使って家庭からの汚れを低減する生活排水対策の一斉取組を実施しました。この期間に併せて水質の検査を実施したところ、一定の取組の効果が確認できました。



木炭の設置状況

秩父環境管理事務所（地図④）

秩父地域には、秩父多摩甲斐国立公園や長瀨玉淀ほか4箇所の県立自然公園があり、山岳や渓谷などの自然景観に恵まれた地域で、平成23年9月にジオパークに認定されています。

この自然公園の環境を保全する活動として、三峰ビジターセンターの改修、両神山清滝小屋に環境配慮型トイレの設置などを行いました。

また、毎年、ボランティアと協働して「美の山公園魅力アップ作戦」を実施し、美化や植栽などを行っています。

さらに、自然公園の人目につきにくい山間部などでは廃棄物の不法投棄等が頻発しやすいことから、地元市町や警察と連携して、啓発活動、通報への迅速対応、監視パトロールを積極的に実施しています。



秩父産木材による内装木質化（三峰ビジターセンター）



北部環境管理事務所（地図⑤）

上武山地、北武蔵台地、妻沼低地と、変化に富んだ地形が広がり、これを北に利根川、南に荒川という大きな川がはさむように流れています。多様な自然が身近にある地域です。

あと一息で環境基準を達成できる元小山川の流域では、2自治会の協力のもと、アクリルたわしやスクレーパーを使った生活排水対策の一斉取組を行いました。また、本庄市内の児童センターで環境学習を行いました。さらに、元小山川の水質調査を実施し、実態把握を行いました。

熊谷市内の元荒川源流では、ムサシトミヨ生息域の流況改善を図るため、ムサシトミヨ保全推進協議会主催の藻刈り作業に参加しました。



本庄市前原児童センターでの環境学習

越谷環境管理事務所（地図⑥）

管内は県の南東部に位置し、東京都と千葉県に接しています。県境を流れる江戸川などの河川周辺には田園風景が広がる一方で、つくばエクスプレスやJR武蔵野線の沿線では急ピッチで宅地開発が進んでいます。

こうした中、河川浄化の重要性に対する理解を深めるため、平成22年度に引き続き、第二大場川、垢川、元荒川、大場川の流域で、市、団体、住民、学校などと協働して河川清掃活動、啓発イベント、環境学習などに取り組みました。

また、新方川では、河川浄化団体等主催の水生生物調査に協力しました。参加した子供たちは、生き物に触れ合いながら、川を汚さないために必要なことを考えました。



新方川の水生生物調査

東部環境管理事務所（地図⑦）

管内は、利根川など多くの河川が流れ、豊富な水と平坦な土地に恵まれた田園風景が広がる地域で、県人口の1/8に当たる約90万人が生活している地域です。

各地でアクリルたわし作りや簡易水質実験を通じて生活排水対策の啓発を行いました。春日部市では台所排水対策の一斉取組や浄化槽戸別訪問、中川上流域の加須市、羽生市では小学校での環境教育を実施しました。

また、ケガや病気の野生鳥獣について、鳥獣保護員や市町村と連携しながら、動物病院へ搬送するなどの保護に努めました。

一方、産業廃棄物対策では、処理業者への指導に加え、排出事業者への啓発指導にも重点的に取り組み、工業団地を対象とした講習会を春日部市、白岡町（現白岡市）、加須市で開催する等、廃棄物の適正処理推進に努めています。



保護したコブハクチョウの放鳥

環境についてのお問い合わせ先

■環境政策課 ☎048-830-3015

環境基本条例に関すること
 環境基本計画に関すること
 公害防止計画に関すること
 公害苦情・公害紛争に関すること
 環境保全に係る国際協力に関すること
 エネルギーに関すること
 環境影響評価に関すること
 放射線に係る測定及び対策に関すること

■温暖化対策課 ☎048-830-3035

地球温暖化対策に関すること
 エネルギーに関すること
 環境学習に関すること
 環境みらい資金（融資）に関すること

■エコタウン課 ☎048-830-3185

埼玉エコタウンプロジェクトに関すること

■大気環境課 ☎048-830-3055

大気に関すること
 自動車排出ガス対策に関すること
 ダイオキシン、化学物質に関すること
 地球温暖化対策に関すること（自動車対策に限る）

■水環境課 ☎048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること
 工場・事業場からの排水に関すること
 河川等の水質に関すること
 浄化槽に関すること
 土壌・地下水汚染に関すること
 地盤沈下に関すること
 ダイオキシン、化学物質に関すること

■産業廃棄物指導課 ☎048-830-3125

産業廃棄物に関すること

■資源循環推進課 ☎048-830-3105

リサイクルに関すること
 一般廃棄物に関すること
 彩の国資源循環工場の整備に関すること
 廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること

■自然環境課 ☎048-830-3140

自然保護に関すること
 野生生物の保護に関すること
 採石・砂利採取に関すること

■みどり再生課 ☎048-830-3190

緑の保全と創出に関すること
 さいたま緑のトラスト運動に関すること

■環境科学国際センター ☎0480-73-8331

環境に関する試験研究などに関すること

■環境整備センター ☎048-581-4070

廃棄物の広域的埋立に関すること
 彩の国資源循環工場に関すること

■環境管理事務所

- ①中央環境管理事務所（さいたま市浦和区） ☎048-822-5199
- ②西部環境管理事務所（川越市） ☎049-244-1250
- ③東松山環境管理事務所（東松山市） ☎0493-23-4050
- ④秩父環境管理事務所（秩父市） ☎0494-23-1511
- ⑤北部環境管理事務所（熊谷市） ☎048-523-2800
- ⑥越谷環境管理事務所（越谷市） ☎048-966-2311
- ⑦東部環境管理事務所（杉戸町） ☎0480-34-4011

